

証券監督者国際機構の定める金融指標に関する
原則遵守に関する報告書

自 2024 年 12 月 1 日
至 2025 年 11 月 30 日

株式会社 QUICK ベンチマークス

目次

第1章 IOSCO 原則と T O R F（東京ターム物リスク・フリー・レート）

第2章 経営者報告書

第3章 独立業務実施者の保証報告書

第4章 IOSCO 原則遵守のための QUICK ベンチマークスの対応

免責事項

- 本報告書は株式会社 QUICK ベンチマークス（QBS）が算出・提供する指標について、証券監督者国際機構が定める「金融指標に関する原則」の遵守に係る情報提供を目的として作成したものです。本報告書の利用はその受領者の責任とし、QBS は一切の責任を負いません。
- 本報告書の受領者は、QBS の許可なく本報告書を複製、転載することはできません。

第1章 IOSCO 原則と T O R F (東京ターム物リスク・フリー・レート)

第 1 章 IOSCO 原則と T O R F（東京ターム物リスク・フリー・レート）

1. はじめに

2013 年 7 月、IOSCO（証券監督者国際機構）は「金融指標に関する原則」の最終報告書（IOSCO 原則）を公開しました。同報告書でその目的を「指標決定の信頼性を高め、指標のガバナンス、品質、及び説明責任のメカニズムの強化」と定めるとともに、指標の運用者に対して、年 1 回、その遵守状況を公開することを求めています。

株式会社 QUICK ベンチマークス（QBS）は、日本円のリスク・フリー・レートとして取引に利用可能な T O R F（東京ターム物リスク・フリー・レート）の確定値を算出・公表するために、株式会社 QUICK（QUICK）の子会社として 2021 年 1 月 18 日に設立されました。そして、同年 4 月 26 日の T O R F 確定値の算出・公表開始を機に、QBS は IOSCO 原則の遵守態勢の整備に取り組んでいます。なお、2021 年度より、IOSCO 原則の遵守態勢に係るデザイン、業務への適用および運用状況に関する記述について、有限責任監査法人トーマツ（トーマツ）の保証を得て、本報告書を公表しています。QBS ではこの IOSCO 原則の遵守に関する報告書につきまして、今後も毎年、報告書を作成し公表する所存です。

IOSCO 原則の各項目の対応およびトーマツによる検証につきましては、第 4 章に記載します。

2. T O R F の誕生

2017 年 7 月、LIBOR を監督している英国金融行為規制機構（FCA）のペイリー長官(当時) が 2021 年末以降は LIBOR のパネル行に対して、レート呈示の強制権を行使しないことを表明したことにより、2021 年末以降に LIBOR の公表が停止される可能性が急速に高まりました。

こうした状況を踏まえ、本邦でも 2018 年 8 月に日本銀行を事務局として「日本円金利指標に関する検討委員会」が設立され、検討委員会では日本円 LIBOR に代わる日本円金利指標の適切な選択と利用に関する基本的な考え方や具体的課題が議論されました。日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（2019 年 7 月公表）に寄せられた意見にもとづいた「日本円金利指標の適切な選択と利用などに関する市中協議」取りまとめ報告書（2019 年 11 月公表）では、日本円 LIBOR に代わる 5 つの金利指標の選択肢のうち、金利計算期間の開始時点で金利を示す「前決め式」であることを特徴としたターム物リスク・フリー・レートが最大の支持を集める結果となりました。

検討委員会では、前述の取りまとめ結果を受け、日本円 OIS 市場のデータをもとに構築するターム物リスク・フリー・レートの算出・公表について、参考値の算出・公表（フェーズ 1）、確定値の算出・公表（フェーズ 2）と段階的に対応を図ることとして、2019 年 10 月にフェーズ 1 の参考値の算出・公表主体の公募を実施しました。この結果、2020 年 2 月に QUICK を参考値の算出・公表主体とすることが決定され、日本円のターム物リスク・フリー・レートの週次公表が同年 5 月に開始されました。QUICK

は、同年 7 月に日本円のターム物リスク・フリー・レートの正式名称を T O R F に決定し、T O R F の算出・公表態勢を整えながら、10 月から更新頻度を日次公表に切り替えました。

QUICK はフェーズ 2 の確定値の算出・公表を担う子会社である QBS を 2021 年 1 月 18 日に設立し、金融指標の運営者としてのガバナンス構築に努めてきました。同年 4 月 26 日から T O R F 確定値の算出・公表を開始し、翌 27 日には T O R F が金融商品取引法が定める「特定金融指標」に、QBS が「特定金融指標算出者」に指定されました。

T O R F の算出・公表にあたり、QBS では 2021 年 4 月 21 日に T O R F 業務規程をはじめとする規程を制定し、T O R F 確定値の公表開始よりこれら規程を適用。同年 10 月 13 日の改定を経て、同年 10 月 26 日に T O R F 算出・公表業務を運営するための業務規程を始めとする関連規程について、金融庁長官の認可を取得し、今日に至っています。

【T O R F 誕生までのこれまでの歩み】

2013 年 12 月	「金融指標の規制のあり方に関する検討会」で議論を取りまとめ
2015 年 4 月	「リスク・フリー・レートに関する勉強会」設立
2018 年 8 月	「日本円金利指標に関する検討委員会」設立
2019 年 8 月	「ターム物 RFR 金利タスクフォース」設立
2019 年 10 月	ターム物リスク・フリー・レート金利（スワップ）の参考値の算出・公表主体の募集開始
2020 年 2 月	ターム物リスク・フリー・レートの参考値の算出・公表主体が QUICK に決定
2020 年 5 月	ターム物リスク・フリー・レートの参考値の週次公表開始
2020 年 7 月	ターム物リスク・フリー・レートの正式名称を「T O R F（東京ターム物リスク・フリー・レート）」に決定（28 日）
2020 年 10 月	T O R F 参考値の日次公表開始
2021 年 1 月	「QUICK ベンチマークス（QBS）」設立（18 日）
2021 年 4 月	T O R F 業務規程など制定（21 日）
	T O R F 確定値の公表開始（26 日）
	T O R F が「特定金融指標」に、QBS が「特定金融指標算出者」に指定（27 日）
2021 年 10 月	T O R F 算出・公表業務を運営するための業務規程などの関連規程について、金融

	庁長官の認可を取得（26日）
--	----------------

3. 対象指標

T O R F（東京ターム物リスク・フリー・レート）

- 日本円 OIS（Overnight Index Swap の略）のアウトライト取引
- スポット・スタート（約定成立の2営業日後開始）
- テナー（期間）は1か月、3か月、6か月
- 365日ベース
- 東京営業日中における取引
- 清算集中取引（JSCC、LCHのいずれかの清算を前提とした取引）
- 日本時間の前営業日 15:00:01～当日 15:00:00 までの約定または有効な注文

4. IOSCO 原則に対する QUICK ベンチマークス（QBS）の基本方針

QBS は、IOSCO 原則を踏まえ、T O R F の透明性、公正性を向上させるための措置を講じるとともに、T O R F の IOSCO 原則の遵守状況を年1回確認し、公表します。

その具体的な施策として、過半数を社外の有識者で構成する「T O R F 監視委員会」を設置し、独立性・中立性を確保しつつ、T O R F の運営における適切性の確認と承認、および改善策に関する取締役会へ提言を担うガバナンス態勢を構築しています。

また、透明性の一環といたしまして、T O R F の算出・公表に必要な6本の規程およびT O R F 概要書と関連資料を当社ホームページで公表しております。

第2章 経営者報告書

IOSCO 原則遵守態勢に関する経営者報告書

2026 年 1 月 23 日

株式会社 QUICK ベンチマーク
代表取締役社長 佐々木 政洋

株式会社 QUICK ベンチマーク（以下「当社、QBS」）は、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表している金融指標に関する原則（以下「IOSCO 原則」）を遵守するための態勢を業務に適用し、適正に表示する責任を有しています。また、IOSCO 原則を遵守するための態勢をデザインし、有効に運用する責任を有しています。

当社は、本報告書の第 4 章の「QBS の対応」に記載された記述（以下「記述書」という。）には、2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの全期間にわたり、IOSCO 原則を遵守するための態勢が適正に表示されていることを表明いたします。当社は、この確認を行うにあたり IOSCO 原則を規準として用いています。

また、本報告書の第 1 章に記載された対象指数に関し、記述書に記載された IOSCO 原則を遵守するための態勢は、2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの期間にわたって、適切にデザインされ、有効に運用されていることを表明いたします。

以上

第3章 独立業務実施者の保証報告書

独立業務実施者の保証報告書

2026年1月23日

株式会社 QUICK ベンチマークス

代表取締役社長 佐々木 政 洋 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 根 俊 和
業務執行社員

範囲

当監査法人は、株式会社 QUICK ベンチマークス（以下「会社」という。）の2024年12月1日から2025年11月30日までの期間における、証券監督者国際機構が定める金融指標に関する原則（以下「IOSCO 原則」という。）の遵守態勢に係るデザイン、業務への適用及び運用状況に関する記述書の第4章の「QUICK ベンチマークスの対応」（以下「記述書」という。）について保証業務を行った。

会社の責任

会社の責任は、IOSCO 原則遵守態勢に関する経営者報告書において記載された規準（以下「規準」という。）に基づき、IOSCO 原則を遵守するための態勢を業務に適用し、適正に表示することにある。また、IOSCO 原則を遵守するための態勢をデザインし、有効に運用する責任を有している。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から会社の IOSCO 原則を遵守するための態勢に係る全体としての記述書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、International Auditing and Assurance Standards Board が公表した International Standard on Assurance Engagements 3000 Assurance Engagements other than Audits or Reviews of Historical Financial Information に準拠して合理的保証業務を実施した。

本合理的保証業務においては、会社の IOSCO 原則を遵守するための態勢を理解し、そのデザインの適切性、業務への適用及び運用状況の有効性について証拠を入手するための手続が実施される。

手続は、当監査法人の判断により、記述書が適正に表示されていないリスク、及び IOSCO 原則を遵守するための態勢が適切にデザインされていない、業務に適用されていない又は有効に運用されていないリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

当監査法人が選択及び適用した手続は、第4章 IOSCO 原則遵守のための QUICK ベンチマークスの対応において、「トーマツが実施した検証手続」として記載されている。

当監査法人の実施した手続には、規準が充足されるという合理的な保証を提供するために必要と考える IOSCO 原則を遵守するための態勢の運用評価手続が含まれている。また、この保証業務には、規準の適切性を評価することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

職業倫理、独立性及び品質管理

当監査法人は、International Ethics Standards Board for Accountants によって発行された倫理規程に準拠して業務を実施した。当該規程には、誠実性の原則、公平性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則、といった基本原則が定められている。

また、当監査法人は、International Standard on Quality Control 1「過去財務情報の監査及びレビュー、その他の保証業務及び関連サービス業務を実施する会計事務所の品質管理」に準拠した。その結果、品質管理の包括的なシステムを維持している。

固有の限界

会社の IOSCO 原則を遵守するための態勢は、その性質及び固有の限界により、必ずしも規準を充足するように運用されない可能性がある。

さらに、この有効性の評価に基づき将来を予測することには、IOSCO 原則を遵守するための態勢が不適切になる又は機能しなくなるというリスクが伴う。

意見

当監査法人の意見は、上記の範囲、責任及び限界等を踏まえて形成されている。

当監査法人が意見形成において使用した規準は、IOSCO 原則遵守態勢に関する経営者報告書に記載されている。

当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 記述書は、対象期間にわたってデザインされ業務に適用されている IOSCO 原則の遵守態勢を、すべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 記述書に記載された IOSCO 原則の遵守態勢は、対象期間にわたって、すべての重要な点において適切にデザインされている。
- (3) 記述書に記載された IOSCO 原則の遵守態勢は、対象期間にわたって、すべての重要な点において有効に運用されている。

以 上

第4章 IOSCO 原則遵守のための QUICK ベンチマークス の対応

IOSCO 原則遵守のための QUICK ベンチマークスの対応

株式会社 QUICK ベンチマークス（以下「QBS」という。）は、2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの期間（以下、本対象期間という。）において、当報告書の第 1 章に記載された対象指数に関し、QBS が整備及び運用していた IOSCO 原則を遵守するための態勢を、以下の表の「QUICK ベンチマークスの対応」欄に記載しています。

有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」という。）は、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載された態勢が整備及び運用されていたことを検証するために実施した手続を、「トーマツが実施した検証手続」欄に記載しています。「トーマツ が実施した検証手続」は、第 3 章の保証報告書で報告された意見の基礎となるものです。

IOSCO 原則	QUICK ベンチマークスの対応	トーマツが実施した検証手続
ガバナンス		
1. 運営機関の全般的責任		
<p>運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる側面について第一義的に責任を負うべきである。当該責任には、例えば以下が含まれる。</p> <p>a) 構築：指標の定義及び算出方針</p> <p>b) 決定及び提供：正確かつ適時の指標の計算、公表及び提供</p> <p>c) 運営：データが欠如又は不十分であること、市場のストレスや混乱、重要なインフラストラクチャーの機能不全など、不測の事態に対応する措置も含め、指標の計算やその他関連する決定プロセスに影響を与え得る重要な意思決定について適切な透明性を確保すること</p>	<p>QBS は、金融機関の信用リスクを含まない代表的なリスク・フリー・レートである「無担保コール翌日物金利」を原資産とするデリバティブ取引のデータをもとに T O R F（東京ターム物リスク・フリー・レート）を 2021 年 4 月 26 日から算出、公表しています。</p> <p>QBS は、T O R F の指標決定に係るプロセスやガバナンス態勢についての第一義的な責任を負います。</p> <p>【a)、b)、c)について】 T O R F の指標決定プロセスに関する具体的な考え方、算出方法等につきましては、原則 2 への対応以降に記載しています。</p> <p>なお、QBS は、T O R F の定義、および算出方法、その他指標運営全般について、年 1 回以上検証・検討し、公</p>	<p>「T O R F 概要書」を査閲し、T O R F は日本円の無担保コール翌日物平均金利を参照変動金利とする金利スワップの取引レートに基づき算出するものであることおよび 2021 年 4 月 26 日から公表を開始する旨が記載されていることを確かめた。</p> <p>【a)、b)、c)について】 具体的な内容は、原則 2 以降における「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F の定義、および算出方法、その他指標運営全般について、年 1 回以上検</p>

<p>d) ガバナンス：指標の決定プロセスに関して、ガバナンス、監督及び説明責任に係る信頼性かつ透明性のある体制を確立すること。これには、指標の構築、公表、及び運営に対して説明責任を負う明確な監督機能も含まれる</p>	<p>表することを「T O R F 業務規程」で定めています。</p> <p>【d)について】</p> <p>T O R F は金融商品取引法にもとづく特定金融指標に、そして QBS は特定金融指標算出者に、それぞれ 2021 年 4 月 27 日に指定されております。これにより、QBS は金融庁の規制・監督下にあり、特定金融指標算出者に作成が義務付けられている業務規程である「T O R F 業務規程」を始めとする下記の関連規程を制定し、2021 年 10 月 26 日付で金融庁長官の認可を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● T O R F 業務規程 ● T O R F 行動規範 ● T O R F 苦情・相談対応規則 ● T O R F 算出要綱 ● T O R F 利益相反管理方針 ● T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン 	<p>証・検討し、公表することが定められていることを確かめた。</p> <p>【d)について】</p> <p>「特定金融指標算出者の指定について」を査閲し、T O R F が特定金融指標に、そして QBS が特定金融指標算出者に、それぞれ 2021 年 4 月 27 日に指定されていることを確かめた。</p> <p>また、「特定金融指標算出業務に係る業務規程に関する認可について」を査閲し、2021 年 10 月 26 日付で金融庁長官の認可を受けていることを確かめた。</p> <p>さらに、「T O R F 業務規程」、「T O R F 行動規範」、「T O R F 苦情・相談対応規則」、「T O R F 算出要綱」、「T O R F 利益相反管理方針」および「T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を査閲し、各規程が制定されていることを確かめた。</p>
<p>2. 第三者の監督</p>		
<p>第三者が、例えばデータの収集、公表、あるいは算定機関（Calculation Agent）として機能するなど、指標決定プロセスに係る活動を受託する場合、運営機関は当該第三者を適切に監督するべきである。その際、運営機関（及びその監督部門）は、以下のような方針や手続きを検討するべきである。</p> <p>a) 適切な書面による取決めをもって、指標決定プロセスに関与する第三者の役割及び義務を明確に定義、具体化</p>	<p>QBS は、T O R F を算出するとともに、データ収集および公表に係る業務の担い手である第三者を「T O R F 業務規程」及び関連規程に基づき監督しています。</p> <p>「無担保コール翌日物金利」を原資産とするデリバティブ取引のデータ収集業務についてはレポーティング・ブローカー（レポーティング・ブローカーの定義は「T O R F 業務規程」を参照のこと）各社、また、QBS が算出した T O R F を利用者に提供する公表業務については情報提供会社（情</p>	<p>「T O R F 行動規範」を査閲し、レポーティング・ブローカーの役割と義務を定義していることおよびレポーティング・ブローカーの遵守事項が定められていることを確かめた。</p> <p>また、「T O R F 業務規程」を査閲し、情報提供会社の役割が定められていることを確かめた。</p>

<p>し、さらに、運営機関がこれらの第三者に遵守を求める基準を定めること</p> <p>b) 運営機関が定める基準の第三者による遵守状況を監視すること</p> <p>c) 指標決定プロセスに関与する第三者の身元及び役割について、利害関係者及び関連する規制当局に開示すること</p> <p>d) 第三者の指標決定プロセスへの関与による不要なオペレーショナルリスクを避けるため、コンティンジェンシープランの策定など適切な措置を講じること</p> <p>当該原則は、第三者が規制市場又は取引所である場合、運営機関のデータ入手元である第三者には適用されない。</p>	<p>報ベンダー）がその役割を担っています。</p> <p>【a)について】 QBS は、レート報告に関してレポーター・ブローカーが遵守すべき事項を定めた「T O R F 行動規範」により、レポーター・ブローカーの役割と義務を明確にし、情報提供契約を締結しています。さらにレポーター・ブローカーに「T O R F 行動規範」を遵守するための社内規程の整備を求めています。</p> <p>QBS は、情報提供会社である株式会社 QUICK（以下「QUICK」という。）と販売許諾契約を締結し、QUICK がその他の情報提供会社と再配信ライセンス契約等を締結することにより、T O R F を利用者に提供するための情報提供会社の役割と義務を明確にしています。</p> <p>【b)について】 QBS は、レポーター・ブローカーに対して、報告レートの適切性、および行動規範の遵守状況について、下記のとおり適切に監督しています。</p> <p>報告レートの適切性については、四半期ベースで定期的なモニタリングを実施し、その結果を T O R F 監視委員会に諮り、適切に運営されていることを確認しています。</p> <p>QBS は、定期モニタリングの結果も踏まえて、四半期ごとに誤算の有無についてホームページで公表しています。</p> <p>レポーター・ブローカーの行動規範の遵守状況については、レポーター・ブローカーによる内部監査を要請し、T O R F 監視委員会で確認しています。</p>	<p>【a)について】 情報提供契約書等を査閲し、レポーター・ブローカーと情報提供契約を締結していること、同社の役割および義務を定義していること並びに同社が「行動規範」を遵守する旨が記載されていることを確かめた。</p> <p>「販売許諾契約書」を査閲し、株式会社 QUICK と販売許諾契約書を締結していること、同社の役割および義務を定義していること並びに QUICK がその他の情報提供会社に再配信ライセンスを付与することができる旨が記載されていることを確かめた。</p> <p>【b)について】 T O R F 監視委員会議事録を査閲し、報告レートの適切性のモニタリング結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>また、QBS のホームページを査閲し、「T O R F 公表レート等の定期モニタリングの結果」が公表されていることを確かめた。</p> <p>さらに、T O R F 監視委員会議事録を査閲し、レポーター・ブローカーによる内部監査結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>検証対象期間中の抽出した「運用レポート」を査閲し、公</p>
---	--	--

	<p>QBSは、T O R Fを算出し、QUICKに直接公表レート等を配信し、その他の情報提供会社にはQUICKを通じて配信するスキームを採用しています。各情報提供会社はQUICKより配信された公表レート等を当該会社のオンライン・サービス等において公表しています。</p> <p>QBSは、算出業務の担当者がQUICKのデータ配信状況をQUICKのオンライン・サービスで確認する態勢を構築するとともに、その配信先である情報提供会社各社においてT O R Fの配信に問題が生じた際の相互連絡態勢を構築しています。これにより、利用者にT O R Fが正常に提供されていることを監督しています。</p> <p>また、QBSは、主要な情報提供会社各社と定期的な意見交換会を通じて、利用者への利便性を向上させる取り組みを実践しています。</p> <p>【c)について】</p> <p>QBSは、レポート・ブローカーおよび主な情報提供会社を当社ホームページで公表し、T O R Fの利用者および金融庁に対して開示しています。</p> <p>レポート・ブローカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社上田トラディション証券 ● 東短ICAP株式会社 ● タレットプレボン株式会社/タレット・プレボン・インフォメーション 	<p>表時刻で公表遅延がないことおよび承認欄に承認者が記載されていることを確かめた。</p> <p>また、「情報提供会社連絡先一覧」を査閲し、情報提供会社各社の連絡先が記載されていることを確かめた。</p> <p>さらに、情報提供会社との議事録を査閲し、情報提供会社各社と意見交換していることを確かめた。</p> <p>【c)について】</p> <p>QBSのホームページを査閲し、レポート・ブローカーおよび情報提供会社が公表されていること並びに「QUICKベンチマークスの対応」に記載されているレポート・ブローカーおよび情報提供会社が公表内容と整合することを確かめた。</p>
--	--	---

	<p>主な情報提供会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社 QUICK ● Refinitiv Japan ● ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー <p>【d)について】</p> <p>レポート・ブローカーからのレート報告手段および T O R F 算出システムはいずれも二重化し、トラブル時の対応手順を整備するとともに、障害訓練も実施しています。</p> <p>非常事態が発生した際の対応につきましては、「T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を制定し、当社ホームページ上で公表しています。</p>	<p>【d)について】</p> <p>「プロセス構成図」を査閲し、レポート・ブローカーからのレート報告手段および T O R F 算出システムが二重化されていることを確かめた。</p> <p>また、「T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を査閲し、トラブル時の対応手順が定められていることを確かめた。</p> <p>さらに、検証対象期間中の抽出した「運用訓練評価シート」を査閲し、運用訓練に参加した後の所感および改善事項が記載されていることを確かめた。</p> <p>QBS のホームページを査閲し、「T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン」が公表されていることを確かめた。</p>
<p>3. 運営機関の利益相反</p>		
<p>指標決定の健全性及び独立性を担保するため、運営機関は、利益相反を特定、開示、管理、軽減又は回避するための方針及び手続きを文書化し、実施、強化するべきである。運営機関は、当該方針及び手続きを必要に応じて見直し、更新するべきである。</p> <p>運営機関は、その利用者及び関連する規制当局に対し、重大な利益相反を（存在する場合には）開示するべきで</p>	<p>QBS は、「T O R F 業務規程」および「T O R F 利益相反管理方針」において利益相反管理の枠組みを定め、T O R F 監視委員会による定期的な見直しにより、既存のあるいは潜在的な利益相反が T O R F の指標決定プロセスに不適切な影響を及ぼさないことを確保しています。</p> <p>これら「T O R F 業務規程」および「T O R F 利益相反管理方針」は当社ホームページ上で公表しています。</p>	<p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F の金融指標としての健全性を担保するため、T O R F の運営において生じうる利益相反を管理する態勢を構築する旨および T O R F 監視委員会により定期的な利益相反の対象を見直す旨が定められていることを確かめた。</p> <p>また、「T O R F 利益相反管理方針」を査閲し、T O R F に関する業務を行う者に生じうる利益相反関係を特定し、その管理方法を定めていることを確かめた。</p>

<p>ある。</p> <p>そのための枠組みは、既存のあるいは潜在的な利益相反の度合いや、指標が有するリスクに応じて適切に構築されるべきである。また、以下の事項を確保すべきである。</p> <p>a) 既存のあるいは潜在的な利益相反が、指標決定プロセスに対して不適切な影響を及ぼさないこと</p> <p>b) 個人的な利害や関係、ビジネス上の関係が、運営機関による職務の遂行を損なわないこと</p> <p>c) 必要に応じて運営機関内の報告ラインを分離することで、責任を明確化し、不必要な利益相反が生じることや、利益相反あるいは利益相反の認識の隠れいを防ぐこと</p> <p>d) 決定された指標を公表する前に、権限や資格のある職員による適切な監督及び承認プロセスが確保されていること</p> <p>e) 運営機関に呈示され、又は運営機関が受領し、あるいは作成したデータ、情報及びその他データに係る機密性が、運営機関の開示義務に準拠していること</p> <p>f) 利益相反のリスクを伴う活動に従事する職員間の、あるいは当該職員と第三者との間の指標決定に影響を与えると合理的と考えられる情報の交換を統制する実効的な手続きを整備すること</p> <p>g) 指標決定に関与するすべての職員が指標の水準に応じ</p>	<p>【a)について】</p> <p>QBS は、既存のあるいは潜在的な利益相反が、T O R F の指標決定プロセスに対して不適切な影響を及ぼさないために、以下の措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関に属する者、およびレポーティング・ブローカーや同業他社に属する者は、QBS の社外取締役や T O R F 監視委員には就任していません。 ● QBS の取締役会には社外取締役を加えています。 ● T O R F 監視委員会の委員の過半数を QUICK の役職員以外の者としています。 ● T O R F の定義および算出方法の見直し等は T O R F 監視委員会でその妥当性を確認しています。 ● 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査結果等の書類を含む。）については、これを公表しています。 <p>T O R F の関連規程、および四半期ベースでの T O R F 公表レート等の誤算出の状況について、ホームページで公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利益相反に関する事項に関しては、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底しています。 <p>算出業務を行う専用ルームへの入室は IC カードの利用により管理しています。</p> <p>専用ルームでの算出が困難な場合、代替執務エリアを用意します。代替執務エリアには、俯瞰的に撮影できるカメラを設置し、入口に「入室禁止」の文言を提示して施錠します。代替執務エリアの入退室は記録します。</p>	<p>さらに、QBS のホームページを査閲し、「T O R F 業務規程」および「T O R F 利益相反管理方針」が公表されていることを確かめた。</p> <p>【a)について】</p> <p>「社員台帳」を査閲し、QBS の社外取締役および T O R F 監視委員が金融機関およびレポーティング・ブローカーに属する者でないこと、QBS の取締役会に社外取締役が加えられていること、並びに T O R F 監視委員会の委員の過半数が QUICK の役職員ではないことを確かめた。</p> <p>「T O R F 業務規程」および「T O R F 利益相反管理方針」を査閲し、T O R F の定義見直し等は T O R F 監視委員会の確認を受ける旨が定められていることを確かめた。また、担当者への質問を実施し、T O R F の定義および算出方法の見直し等の検証結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>QBS のホームページを査閲し、T O R F の関連規程および「T O R F 公表レート等の定期モニタリングの結果」が公表されていることを確かめた。</p> <p>算出業務を行う専用ルームには、IC カードを利用しないと入室できないことを確かめた。</p> <p>また、「執務室入退カード履歴」を査閲し、QBS の役職員以外にカードが付与されていないことを確かめた。</p> <p>さらに、担当者への質問を実施し、専用ルームでの算出が困難な場合、代替執務エリアを用意し、「QUICK ベンチマ</p>
--	---	---

<p>て直接又は間接的に報酬やインセンティブを与えられることがないよう、適切な報酬方針を設定すること</p> <p>運営機関の利益相反に係る枠組みは、所有構造や支配関係によって、あるいは運営機関の職員個人やグループが指標決定に関連して有する可能性のあるその他利害関係によって生じる既存又は潜在的な利益相反を軽減する内容とするべきである。そのために、当該枠組みは、以下の条件を満たすべきである。</p> <p>a) 指標の決定業務（指標を作成する、若しくは関連業務に関与する全ての職員を含む）と、運営機関又はその関連会社の業務との間に存在する可能性のある利益相反を回避、軽減、あるいは開示するための施策を含んでいること</p> <p>b) 運営機関が、その所有構造や支配関係によって生じる利益相反を、利害関係者及び関連する規制当局に適時に開示するものであること</p>	<p>重要な情報は施錠された場所、もしくはアクセス制御された電子的なドライブ上で管理しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● QBS の役職員および T O R F 監視委員会、企画運営委員会の各委員は、QBS の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らさないこと、その情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならないことの誓約書を会社に提出しています。 ● T O R F に関する不正操作や不正行為の早期発見のための内部通報態勢を整備しています。 <p>また、レポーター・ブローカーに対しては、「T O R F 行動規範」により、利益相反を適切に管理するための態勢整備を定めています。毎年実施されるレポーター・ブローカーからの内部監査の結果報告をもとに、T O R F 監視委員会が利益相反に係る内部監査結果の適切性を確認する態勢を整備しています。</p> <p>【b)について】</p> <p>QBS は、「内部者取引防止に関するガイドライン」を制定し、QBS の役職員による T O R F を参照金利とする金融商品の取引を制限するとともに、その役職員および T O R F 監視委員会、企画運営委員会の各委員から本ガイドラインを遵守する旨の誓約書の提出を受けています。</p>	<p>ークスの対応」に記載の通り対応する旨の回答を得た。</p> <p>検証対象期間中の抽出した「誓約書」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り誓約が記載されていることおよび提出者の押印があることを確かめた。</p> <p>QBS 社内ポータルサイトの画面コピーを査閲し、「T O R F に関する不正操作等の内部通報先」が記載されていることを確かめた。</p> <p>「T O R F 行動規範」を査閲し、レポーター・ブローカーに対して利益相反を管理するための態勢整備を定めていることを確かめた。</p> <p>また、「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F 監視委員会がレポーター・ブローカーの内部監査結果の適切性を確認する旨を定めていることを確かめた。</p> <p>さらに、T O R F 監視委員会議事録を査閲し、レポーター・ブローカーによる内部監査結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>【b)について】</p> <p>「内部者取引防止等に関するガイドライン」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出した「誓約書」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り誓約が記載されていることおよび提出者の押印があることを確かめた。</p>
---	---	--

	<p>【c)、d)、f)について】</p> <p>QBS は、T O R F の算出業務に際して下記の措置を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 算出業務は IC カードにより入室が制限された専用ルームで行います。 ● 専用ルームでの算出が困難な場合、代替執務エリアを用意します。代替執務エリアには、俯瞰的に撮影できるカメラを設置し、入口に「入室禁止」の文言を提示して施錠します。代替執務エリアの入退室は記録します。 ● 専用ルームへはプライベートな情報機器の使用は禁止され、算出時間帯における外部との連絡は専用ルーム内の機器のみ使用を認めています。 ● 算出業務の状況は監視カメラで録画し、保存しています。 <p>また、QBS は、算出業務を実施する算出担当と承認担当のそれぞれの権限、役割を「T O R F 業務規程」のほか運用マニュアルで定め、T O R F 算出における承認プロセスを確立しています。</p> <p>算出担当者はシステムの稼動状況を始め、ファイルの受信、前日採用値との乖離等について、レポート・ブローカーからの報告レートの妥当性をチェックしています。</p> <p>承認担当者は算出担当者の作業項目をチェックし、報告レートに問題ないことを確認した上で、承認ボタンを押下することにより、配信処理を実行します。</p> <p>算出担当者、承認担当者の担当者名や当日の算出業務の状況を運用レポートに記録し、保存しています。</p>	<p>【c)、d)、f)について】</p> <p>算出業務を行う専用ルームには、IC カードを利用しないと入室できないことを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、専用ルームでの算出が困難な場合、代替執務エリアを用意し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り対応する旨の回答を得た。</p> <p>さらに、「来客用 IC カード記録」を査閲し、IC カードの貸出日付、貸出者および持込機器を記録していることを確かめた。</p> <p>加えて、検証対象期間中の抽出した監視カメラの録画映像を査閲し、算出業務の状況を録画し保存していることを確かめた。</p> <p>「T O R F 業務規程」および「運用マニュアル」を査閲し、算出担当と承認担当のそれぞれの権限と役割を定めていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出した「運用レポート」を査閲し、承認欄に承認者が記載されていることおよび当日の算出業務の状況を記録し保存していることを確かめた。</p>
--	--	---

	<p>【e)について】 QBS は、QBS の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らさないこと、その情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならないことに関して、QBS の役職員および T O R F 監視委員会、企画運営委員会の各委員に誓約書の提出を義務付けています。</p> <p>【g)について】 QBS は、役職員の報酬体系について T O R F の水準に連動させないための適切な設計・運用を確保することを「T O R F 業務規程」で定め、報酬体系が T O R F の水準に連動しないことに同意する旨の誓約書を QBS の役職員および T O R F 監視委員会、企画運営委員会の各委員が提出することを義務付けています。</p> <p>QBS は、親会社である QUICK との利益相反に関して、下記の対策を講じています。</p> <p>【a)、b)について】 親会社である QUICK が T O R F に係る金融取引を実行した場合には QBS に報告すること、QBS がその取引状況を年 1 回モニタリングし、必要に応じ公表することを「T O R F 利益相反管理方針」若しくは内規で定めています。 また、QUICK については、継続的にインサイダー取引防止などの研修を行っており、この一環で T O R F を参照金利とする金融商品の取引に関する注意事項などを追加することで対応しています。</p>	<p>【e)について】 検証対象期間中の抽出した「誓約書」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り誓約が記載されていることおよび提出者の押印があることを確かめた。</p> <p>【g)について】 「T O R F 業務規程」を査閲し、役職員の報酬体系について T O R F の水準に連動させないための適切な設計・運用を確保する旨が定められていることを確かめた。 また、検証対象期間中の抽出した「誓約書」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り誓約が記載されていることおよび提出者の押印があることを確かめた。</p> <p>QUICK 等の親会社との利益相反に関して</p> <p>【a)、b)について】 「T O R F 利益相反管理方針」を査閲し、QUICK は T O R F に係る金融取引を実行した場合には QBS に報告することおよび QBS はその取引状況を年 1 回モニタリングし、必要に応じ公表する旨が定められていることを確かめた。 また、QUICK の内規を査閲し、T O R F 指標を参照する金融取引の取り扱いについて定めていることを確かめた。 さらに、「T O R F を参照する金融取引届出書」を査閲し、親会社から T O R F に係る金融取引の有無が報告されていることを確かめた。 加えて、インサイダー取引防止研修資料を査閲し、QUICK</p>
--	--	--

		については、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り対応していることを確かめた。
4.運営機関の統制の枠組み		
<p>運営機関は、指標を決定及び公表するプロセスに対して適切な統制の枠組みを導入するべきである。当該統制の枠組みは、特定された潜在的又は既存の利益相反の重要性、指標設定プロセスにおいて許容される裁量の範囲、指標のインプット・アウトプットの特徴に応じて適切に構築されるべきである。また、当該統制の枠組みは文書化され、（該当があれば）関連する規制当局に利用可能とすべきである。その主な特徴の概要は、利害関係者に対して公表・入手可能とするべきである。</p> <p>さらに、当該統制の枠組みは、定期的に見直され、必要に応じて変更されるべきである。また、以下に掲げる項目に対応するべきである。</p> <p>a) 原則 3（運営機関の利益相反）を踏まえた利益相反</p> <p>b) 指標決定の健全性及び品質</p> <p>i. 指標の品質及び算出方針に係る原則 6 から 15 に則った、指標の品質及び健全性を維持する取組み</p> <p>ii. データの提供元の適切なデューデリジェンスを含め、データの健全性を高める取組み</p>	<p>QBS は、T O R F の指標決定及び公表のプロセスとして、「T O R F 業務規程」により、適切な統制の枠組みを構築し、運用しています。</p> <p>取締役会とともにガバナンス体制の中核として、過半数が弁護士等で構成される T O R F 監視委員会を年 4 回以上の頻度で開催し、T O R F の算出のプロセス全般についてその適切性を確認するとともに、適宜取締役会に対する提言を行っています。</p> <p>【a)について】</p> <p>「T O R F 業務規程」および「T O R F 利益相反管理方針」を制定し、QBS の利益相反を統制する枠組みを設けています。詳細につきましては、原則 3 への対応に記載しています。</p> <p>また、レポート・ブローカーの利益相反を管理するための行動規範の制定も両規程で定めています。</p> <p>【b)について】</p> <p>T O R F の指標決定の健全性及び品質を維持するための対応については、原則 6 から原則 1 9 への対応に記載しています。</p> <p>また、T O R F の品質、健全性を維持するため、日々の算出業務において、下記の作業を実施しています。</p>	<p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F を算出及び公表するに当たって則る指標運営にかかる基本事項が定められていることを確かめた。</p> <p>「T O R F 業務規程」を査閲し、取締役会の下部に委員会組織として T O R F 監視委員会を設置し、T O R F を算出及び公表するに当たって則る指標運営にかかる基本事項に関する適切性を確認するとともに、取締役会に対して改善策を提言する旨が定められていることを確かめた。検証対象期間中の抽出した T O R F 監視委員会議事録を査閲し、T O R F を算出及び公表するに当たって則る指標運営にかかる基本事項について T O R F 監視委員会が開催されていることを確かめた。</p> <p>【a)について】</p> <p>原則 3 を参照。</p> <p>【b)について】</p> <p>T O R F の指標決定の健全性及び品質を維持するための対応については、原則 6 から原則 1 9 の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>「T O R F チェック表」を査閲し、「QUICK ベンチマークの</p>

<p>iii. 原則 16 から 19 に則った、説明責任及び不服対応の仕組みの実効性を確保する取組み</p> <p>iv. オペレーショナルリスクなどのリスク管理のための強固なインフラストラクチャー、方針及び手続きの提供</p> <p>c) 内部告発のメカニズム 運営機関は、潜在的な不正操作や不正行為の早期発見を促進する効果的な内部告発のメカニズムを確立すべきである。また、当該メカニズムは、必要に応じて、これらの事案の対外報告を認めるべきである。</p> <p>d) 専門知識</p> <p>i. 適切な水準の専門知識を有する担当者により指標が設定されることが確保され、当該担当者の適性が定期的にレビューされるプロセスを整備</p> <p>ii. 倫理や利益相反、継続性や後継者育成に係る研修など、職員を対象とした研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 算出システムの正常起動の確認 ● 算出システムにおけるレポーティング・ブローカーからの報告レートの受信状況の確認 ● 算出システムにおけるレポーティング・ブローカーからの報告レートについて、前日の報告レートとの乖離状況の確認 <p>合わせて、原則 3 への対応で記載したとおり、算出業務を実施する算出担当者と承認担当者がそれぞれの権限と役割に応じた確認、承認作業を行っています。</p> <p>さらに、オペレーショナルリスク等のリスク管理の一環として、T O R F 算出システムとは独立した算出過程の確認用のバックアップシステムも常時稼働し、算出業務の担当者は両システムを確認しています。また、T O R F 算出システムにアクセス可能な担当者は算出業務の担当者およびシステム管理者に限定され、適切に管理する態勢を構築しています。</p> <p>【c)について】 内部告発に関するメカニズムとして、T O R F に関する不正操作や不正行為の早期発見のため、内部通報窓口を設置しています。</p> <p>【d)について】 QBS で T O R F 算出業務に従事する役職員は、情報ベンダーで情報を取り扱う専門部署の経験を積んだ役職員</p>	<p>対応」に記載されている日々の算出業務における確認項目が記載されていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出した「運用レポート」を査閲し、承認欄に承認者が記載されていることを確かめた。</p> <p>「プロセス構成図」を査閲し、T O R F 算出システムが二重化されていることを確かめた。</p> <p>また、アクセス権設定アカウント一覧および T O R F 算出システムへのログイン画面を査閲し、算出業務の担当者およびシステム管理者にのみアクセス権が設定されていることを確かめた。</p> <p>【c)について】 「T O R F 業務規程」を査閲し、内部通報制度が設置されていることを確かめた。</p> <p>QBS 社内ポータルサイトの画面コピーを閲覧し、「T O R F に関する不正操作等の内部通報先」が記載されていることを確かめた。</p> <p>【d)について】 担当者への質問を実施し、T O R F 算出業務に従事する役職員については、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載</p>
---	--	--

	<p>もしくはサービスシステムの運用で経験を積んだ役職員を配置しています。</p> <p>さらに、金融指標に関する法制やT O R F の設計等に関する社内研修を実施することで継続的なT O R F に関する理解を深め、「T O R F 業務規程」を始めとする関連規程の遵守徹底を図っています。</p>	<p>の通りである旨の回答を得た。</p> <p>また、「社内研修資料」および「社内研修受講アンケート」を査閲し、社内研修が実施されていることを確かめた。</p>
<p>指標が呈示にもとづく場合：運営機関は、データの健全性を以下の方法によって高めるべきである。</p> <p>a) 指標が計測する「価値」を勘案し、呈示者が当該価値を適切に反映するグループを形成していることを最大限に確保すること</p> <p>b) 呈示者が、「呈示者に係る行動規範」に定める呈示に係る指針や、運営機関の定める呈示に係る品質及び健全性の基準に可能な限り準拠するよう、一連の適切な施策を採用すること</p> <p>c) 呈示の頻度を明確にし、また、すべての指標決定について呈示が行われるべきことを明確にすること</p> <p>d) 実効的にデータや呈示を監視・精査するための施策を策定し、採用すること。これには、データや呈示に係る誤謬を特定及び回避するために実施する、算定前及び公表前のモニタリングや、トレンドや異常値の事後分析も含まれる。</p>	<p>T O R F は、無担保コール翌日物平均金利(T O N A)を参照変動金利とする金利スワップの取引市場である日本円O I S 取引市場における取引・注文データをレポーティング・ブローカーから入手して算出しています。レポーティング・ブローカーによる報告レートは「T O R F 行動規範」および「T O R F 算出要綱」において、中央清算機関(C C P)で清算されるレートにもとづくものと定めており、規制市場に準じたものとなっています。このため、QBS は、T O R F を呈示にもとづく金利指標とは判断しておりません。</p> <p>ただし、QBS は、既存のあるいは潜在的な利益相反を管理しデータの健全性を確保するため、原則3への対応で記載したとおり、レポーティング・ブローカーに対する行動規範の遵守を求め、適切な施策を採用しています。合わせて、原則2への対応に記載したとおり、四半期ベースの定期的なモニタリングを実施し、レポーティング・ブローカーの報告データを事後分析、検証しています。報告データに誤りが見つかった場合、「T O R F 業務規程」に沿って対応し、レポーティング・ブローカー各社に「T O R F 行動規範」に則った正確なデータ報告を行うよう注意喚起します。</p>	<p>「T O R F 行動規範」および「T O R F 算出要綱」を査閲し、T O R F の定義については、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>レポーティング・ブローカーに対する行動規範の遵守については、原則3の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>レポーティング・ブローカーの報告データの事後分析および検証については、原則2の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>QBS のホームページの「T O R F 公表レート等の定期モニタリングの結果」を査閲し、定期モニタリングの結果の記載については、「QUICK ベンチマークの対応」の記載と整合していることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、レポーティング・ブローカー各社への注意喚起については、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り行った旨の回答を得た。</p>

<p>5.内部監督機能</p> <p>運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる面をレビューし、検証する監督機能を設けるべきである。当該機能は、指標の特徴や、意図される、予期される、あるいは知られている指標の利用方法や、既存の又は潜在的な利益相反を考慮したものであるべきである。</p> <p>監督機能は、独立した委員会、又はその他適切なガバナンス機能のいずれかによって遂行されるべきである。また、監督機能及びその構成要素は、運営機関を実効的に精査することに適したものとすべきである。当該原則を満たしている場合には、タイプや資産クラス毎に指標をグループ化し、当該グループに対し監督を実施することを検討することも可能である。</p> <p>運営機関は、その監督機能に関連して強固な手続きを構築、維持し、これを文書化し、（該当があれば）関連する規制当局に入手可能とするべきである。また、手続きの主な特徴は、利害関係者に開示するべきである。この手続きには、以下の項目が含まれる。</p> <p>a) 監督機能の付託条項 (terms of reference)</p> <p>b) 監督部門のメンバーの選出基準</p> <p>c) 監督機能に責任をもつ委員会又はその他の機能に係るメンバーシップの概要、利益相反の申告や委員の選出、指名、解任・交代のプロセス</p>	<p>QBS は、「T O R F 業務規程」において、委員の過半数を QUICK の役職員以外の者とし、金融機関やレポーティング・ブローカーに属さない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される T O R F 監視委員会を設置し、T O R F の指標決定プロセスの適切性の確認および提言を取締役に提言することを規定しています。この「T O R F 業務規程」はホームページ上で公表しています。</p> <p>【a)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● T O R F 監視委員会は年 4 回開催を基本とし、必要に応じて逐次開催しています。 ● レポーティング・ブローカーによる T O R F 算出のための報告データを四半期ベースでモニタリングし、その適切性を確認しています。 ● レポーティング・ブローカーにより実施される年 1 回の内部監査の結果を確認し、行動規範の遵守性を確認しています。 ● 毎年実施する T O R F の定義、算出方式の見直しの検討結果、および苦情・相談を含む外部からの意見等をもとに、T O R F の指標決定プロセスを検証しています。 ● 上記のそれぞれの確認過程において、改善すべき事項があれば必要に応じて、取締役にその内容を提言します。 	<p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F 監視委員会については、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>QBS のホームページを査閲し、「T O R F 業務規程」が公表されていることを確かめた。</p> <p>【a)について】</p> <p>検証対象期間中の抽出した T O R F 監視委員会議事録を査閲し、T O R F 監視委員会が開催されていることを確かめた。</p> <p>T O R F 監視委員会議事録を査閲し、報告レートの適切性のモニタリング結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>T O R F 監視委員会議事録を査閲し、レポーティング・ブローカーによる内部監査結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>担当者への質問を実施し、T O R F の定義および算出方法の見直し等の検討結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p>
---	---	--

<p>監督部門の責任として、以下が挙げられる。</p> <p>a) 指標の設計に関わる監督</p> <p>i. 指標及びその算出方針の定義に関する定期的な見直し</p> <p>ii. 指標に係る問題やリスクに関する情報を継続的に入手するための措置をとること、また、(必要に応じて) 外部機関への指標のレビューを委託すること</p> <p>iii. 指標の算出方針に係る変更の監督。例えば、当該算出手法が「価値」を引き続き適切に計測するものであるかを評価すること、算出方針の変更案や変更をレビューすること、運営機関に対し、(分かる範囲での) 利害関係者、又は利用者との間で原則 12 に則り当該変更に係る協議を行う権限を与えるか、そのことを要求すること</p> <p>iv. 指標を停止する際に運営機関が利害関係者とのように協議すべきかを示した指針など、指標の停止に係る手続きをレビューし、承認すること</p> <p>b) 指標決定及び統制枠組みの健全性に係る監督</p> <p>i. 第三者による指標決定に係る活動を含む、指標の管理及び運営を監督する。</p>	<p>【b)、c)について】</p> <p>T O R F 監視委員会の委員は、関連する法律や規制、会計、監査、法人のガバナンス等において知見を有する QUICK の役職員、弁護士、公認会計士、学識経験者、市場関係者等から取締役会が年度ごとに選定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立性確保の観点から、その過半数を QUICK の役職員以外の者としています。 ● 利益相反防止の観点から、金融機関やレポーティング・ブローカー及びその同業他社に所属する者を委員に選任していません。 ● T O R F 監視委員会の委員は、委員就任時に、QBS が実施する業務に関する利益相反の有無、および利益相反がある場合にはその内容について QBS に表明することとし、就任後にこれらにつき変更があったときも同様としています。また、T O R F 監視委員会の議決に関して利益相反のある委員は議決に加わりません。 <p>T O R F 監視委員会は T O R F 全般に係る監督機能を行使することにより、その責任を果たしています。</p> <p>【a)について】</p> <p>指標の設計に係る監督については、下記の責任を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年実施する T O R F の定義、算出方式等の見直しの検討結果の確認 ● 四半期ベースの定期モニタリングによる T O R F が金融指標としての価値を反映していることの定点確認 	<p>【b)、c)について】</p> <p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F 監視委員会の委員については、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【a)について】</p> <p>担当者への質問を実施し、T O R F の定義および算出方法の見直し等の検討結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>T O R F 監視委員会議事録を査閲し、報告レートの適切性のモニタリング結果が T O R F 監視委員会に報告され</p>
--	--	--

<p>ii. 内部及び外部監査の結果を検討し、当該監査において指摘された改善措置の実施についてフォローアップする。</p> <p>iii. 運営機関による専門家の判断の行使を監督し、公表されている算出方針に従っていることを確かめる。</p> <p>運営機関において、所有構造や支配関係によって、あるいは当該運営機関を所有又は支配するエンティティ、当該運営機関又はその関連会社の活動によって、利益相反が生じる可能性がある場合：運営機関は、利益相反を適切に調整できるように選ばれた（分かる範囲での）利害関係者、利用者及び呈示者の均衡のとれた代表を含む独立した監督部門を設置するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情・相談等の外部からの意見の確認 本対象期間につきましては、T O R F の運営や公表レート等に関する不満・不服の表明を伴う申出に該当するものはなく、T O R F に関する照会や相談は個別に回答しています。 <p>【b)について】 指標決定および統制枠組みの健全性に係る監督については、下記の責任を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● レポート・ブローカーの内部監査の報告結果の確認 ● 内部監査および外部の保証業務としての外部監査の結果報告の確認 ● 「T O R F 算出要綱」、「T O R F 業務規程」を含むT O R F に係る各規程の制定・改定の確認 ● 親会社であるQUICKによるT O R F を参照金利とする金融商品の取引に関する報告内容の確認 本対象期間につきましては、親会社であるQUICKからT O R F を参照金利とする金融商品の取引に関する内規を制定していることを確認しています。なお、QUICKについては該当する取引がなかったことを確認しています。 	<p>確認されていることを確かめた。</p> <p>担当者への質問を実施し、本対象期間において、苦情・相談対応等の外部からの意見の確認については、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通りである旨の回答を得た。</p> <p>【b)について】 T O R F 監視委員会議事録を査閲し、レポート・ブローカーによる内部監査結果がT O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>T O R F 監視委員会議事録を査閲し、内部監査の結果報告を確認していることおよびT O R F に係る各規程の改定を確認していることを確かめた。</p> <p>QUICKの内規を査閲し、T O R F 指標を参照する金融取引の取り扱いについて定めていることを確かめた。 また、担当者への質問を実施し、本対象期間において、QUICKにおけるT O R F を参照する金融取引がなかった旨の回答を得た。</p>
<p>指標が呈示にもとづく場合：監督部門は、以下のような方法をもって、適切に監督を実施し、呈示について検証するべきである。</p> <p>a) データや呈示に対する運営機関による精査及び監視を</p>	<p>QBSは、T O R F を呈示にもとづく金利指標とは判断しておりません。</p> <p>ただし、T O R F の金融指標としての透明性および健全性を確保するために、レポート・ブローカーが遵守すべき事項を「T O R F 行動規範」において定め、原則2、原則</p>	<p>レポート・ブローカーに対する監督措置については、原則2から原則5の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p>

<p>監督する、また、それらについて検証する。例えば、データや呈示の態様について定期的に議論を行うこと、データや呈示を分析するうえで用いるパラメータを定義すること、異常なデータや呈示について検証あるいはサンプリングを行うに当たっての運営機関の役割を問うことなどが含まれる。</p> <p>b) 「呈示者に係る行動規範」の監督</p> <p>c) 「呈示者に係る行動規範」の違反に対応する実効的な取決めの確立</p> <p>d) 異常あるいは疑わしい呈示の可能性を検出し、疑わしい行為があった場合、当該行為及び発覚した呈示者による不正行為を、(該当があれば) 関連する規制当局に報告するための方策を講じること</p>	<p>3、原則 4 および原則 5 への対応で記載しているとおり、レポートイング・ブローカーに対する適切な監督措置を講じています。</p> <p>【a)について】 QBS は、定期モニタリングにおいて、レポートイング・ブローカーによる報告レートの分析、検証を実施しています。その分析、検証結果を T O R F 監視委員会に報告し、その妥当性を判断しています。 QBS は定期モニタリングの結果も踏まえて、四半期ごとに誤算出の有無についてホームページで公表しています。</p> <p>【b)について】 QBS は、年 1 回レポートイング・ブローカーの行動規範の遵守状況を確認し、T O R F 監視委員会でその適切性を確認しています。</p> <p>【c)について】 QBS は、レポートイング・ブローカーによる行動規範遵守の実効性を高めるための取り決めとして、社内規程の整備およびその提出を「T O R F 行動規範」において定めています。</p> <p>【d)について】 QBS は、レポートイング・ブローカーの報告レートの適切性に疑義のある場合やレポートイング・ブローカーにおいて行動規範に違反する行為を行っていることを認識した場合等に</p>	<p>【a)について】 T O R F 監視委員会議事録を査閲し、報告レートの適切性のモニタリング結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。 また、QBS のホームページを査閲し、「T O R F 公表レート等の定期モニタリングの結果」が公表されていることを確かめた。</p> <p>【b)について】 T O R F 監視委員会議事録を査閲し、レポートイング・ブローカーによる内部監査結果が T O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>【c)について】 「T O R F 行動規範」を査閲し、レポートイング・ブローカーに対して社内規程の整備およびその提出を定めていることを確かめた。 また、レポートイング・ブローカーの社内規程を査閲し、社内規程が整備され提出されていることを確かめた。</p> <p>【d)について】 「T O R F 業務規程」を査閲し、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p>
---	--	---

	は、その事実を速やかにT O R F 監視委員会および関係当局に報告することを「T O R F 業務規程」に定め、そのための態勢を構築しています。	
指標の品質		
6. 指標の設計		
<p>指標は、計測する「価値」の経済的な実態を正確かつ高い信頼性をもって反映するよう設計され、指標に係る価格やレート、指数、価値の歪曲をもたらすような要素を排除するものであるべきである。</p> <p>指標の設計にあたっては、以下の一般的かつ包括的な特徴の他、特定の「価値」にとって適当なその他の要素も考慮されるべきである。</p> <p>a) 「価値」を反映するために利用するサンプルの妥当性</p> <p>b) 関連市場の規模及び流動性（例えば、観測可能な、透明性のある価格設定が可能となるような十分な取引の存在等）</p> <p>c) 指標を参照する市場における取引量との関係での、当該指標の基礎となる市場（underlying market）の相対的な規模</p> <p>d) 市場参加者の間の取引の分布状況（市場集中度）</p> <p>e) 市場の動態（指標が、指標の裏付けとなっている資産の変動を確実に反映していることの確保等）</p>	<p>T O R F が計測する価値は、日本円「リスク・フリー・レート」をもとにしたターム物金利であり、「T O R F 業務規程」および「T O R F 算出要綱」で規定している日本円O I S（日本円の無担保コール翌日物平均金利を参照変動金利とする金利スワップ取引）市場を評価対象とすることで、T O R F はその価値の経済的な実態を正確かつ高い信頼性をもって反映するよう設計されています。</p> <p>T O R F の最大の特徴は、パネルバンクの呈示レートに依拠する金利指標ではなく、日本円O I S 市場の取引レートを用いる点にあります。また、専門家の判断を用いることなく客観的・機械的にレートを計算できるよう、以下の特徴を備えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本円O I S 市場で取引された約定データとレポーティング・ブローカーに提示された気配データを使用しています。 ● レポーティング・ブローカーからの報告レートは約定データ、気配データとも清算集中取引を前提としています。 ● ウォーターフォール構造の算出方式を採用し、実際に取引された約定レートを最優先とする順位付けを設定し、さらに約定データにおける 25 パーセンタイルでの外れ値除外、Bid と Offer とのスプレッドを用いた品 	<p>「T O R F 業務規程」および「T O R F 算出要綱」を査閲し、T O R F の定義について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>「T O R F 算出要綱」を査閲し、約定データ、気配データおよびウォーターフォール構造の算出方式について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>QBS のホームページを査閲し、「T O R F 算出要綱」が公表されていることを確かめた。</p>

	<p>質加重平均などの算出ロジックを組み込むことで、T O R F の価値に生じる歪みを排除することを考慮しています。</p> <p>ウォーターフォール構造の詳細は「T O R F 算出要綱」に定められており、当社ホームページ上で公表しています。</p> <p>【a)について】 レポーティング・ブローカーが取り次ぐ日本円 O I S 取引の規模は、市場で観測可能な日本円 O I S 市場取引の大部分を占めており、利用するサンプルの妥当性を十分に満たしていると判断しています。</p> <p>【b)、c)、d)、e)について】 QBS は、定期モニタリングにおける日本円 O I S 市場の規模および流動性の分析、検証により、3 か月物、6 か月物を中心に日本円 O I S 取引は順調に拡大しており、日本円 O I S 市場を T O R F の評価対象市場とすることの適切性を確認しております。</p>	<p>【a)について】 日本円 O I S 市場においてレポーティング・ブローカーが占める取引割合の十分性に関する資料を査閲し、利用するサンプルの妥当性を検討していることを確かめた。</p> <p>【b)、c)、d)、e)について】 検証対象期間中の抽出した定期モニタリング資料を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載している通り検討していることを確かめた。</p>
7.データの十分性		
<p>指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきであり、かつ以下を満たすべきである。</p> <p>a) 価格発見システムの信頼性を確保するため、需要と供給の競争原理によって決定した価格、レート、指数、又は価値に基づくこと</p>	<p>QBS は、T O R F の指標決定に使用するデータの信頼性を確保するために、以下の 3 社をレポーティング・ブローカーに選定しており、各レポーティング・ブローカーから報告された日本円 O I S 市場の取引・注文レートをもとに原則 8 への対応で記載したウォーターフォール構造の算出方式により、T O R F は日本円 O I S 市場で観測可能な価値を反映しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社上田トラディション証券 	<p>レポーティング・ブローカーについては、原則 2 の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>ウォーターフォール構造の算出方式については、原則 8 の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>検証対象期間中の抽出した定期モニタリング資料を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載している項目を</p>

<p>b) 価格、レート、指数、又は価値についての信頼性の高い指標として機能するために、指標が計測する「価値」に関する市場における観測可能な独立当事者間取引によって裏付けられていること</p> <p>当該原則は、指標が、観測可能かつ真正な、独立当事者間取引を行う活発な市場に基づくこと（すなわち、その市場で裏付けられること）を定めるものである。原則 7 は、個々の指標を決定するに当たって、取引データのみに基づかなければならないことを意味するものではない。活発な市場が存在することを条件として、ある日の市況によっては、運営機関は、取引データに付随又は補足するものとして、観測可能な市場データに関連する異なる形態のデータに依拠することが求められる場合がある。この結果、運営機関の算出方針によっては、主として、あるいはもっぱら、ビッド・オファーに基づき、又は過去の取引から推定することによって、個々の指標が決定されることになる。この点については、原則 8 でさらに明示されている。</p> <p>上記のサブパラグラフ(a)及び(b)を充足していることを条件に、原則 7 は、真正かつ独立当事者間取引で構成される観測可能な市場によって裏付けられる指標を作成する手段として、取引執行されうるビッドやオファーを使用することを妨げるものではない。</p> <p>例えば、長期にわたって市場全体の取引量が多いものの、ある日においてはファームのビッド・オファーの方が公示取引よりも多い可能性もあるような市場では、この手法は適している場合もある。</p> <p>本原則は、様々な指数が、ルールベースの投資戦略のパフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 東短 ICAP 株式会社 ● タレットブレボン株式会社/タレット・ブレボン・インフォメーション <p>QBS は、四半期ベースの定期モニタリングにおいて、以下の項目を含む T O R F に関するデータ検証を実施し、T O R F が日本円 O I S 市場で観測可能な独立当事者間取引にもとづいていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則 8 への対応で記載したウォーターフォール構造により決定された各順位の月間回数 ● 原則 8 への対応で記載したウォーターフォール構造により決定された T O R F 公表値と各順位のレート推移 ● レポート・ブローカーにより報告された約定レートと気配レートの本数 ● T O R F と J S C C 公表の清算値段および T I B O R とのレート推移 <p>また、市場環境等によりレポート・ブローカーによる採用データがない場合、前日値を採用することの取り決めを「T O R F 算出要綱」において定め、当社ホームページで公表しています。</p>	<p>含む T O R F に関するデータ検証を実施していることを確かめた。</p> <p>「T O R F 算出要綱」を査閲し、レポート・ブローカーによる採用データがない場合、前日値を採用する旨が定められていることを確かめた。</p> <p>また、QBS のホームページを査閲し、「T O R F 算出要綱」が公表されていることを確かめた。</p>
--	---	---

<p>オーマンス、指数や市場のボラティリティないし推移、又は市場又は活発な市場のその他の側面を計測若しくは反映するよう設計されている場合があることも認識している。指数が取引を反映するものではない場合や、指標が、取引に基づかないデータが反映するものを計測しようとする性質を持つ場合、取引データ以外のデータを使用することを妨げない。例えば、証券取引に関する指数のボラティリティを計測するために設計された特定のボラティリティ・インデックスは、取引データ以外のデータに依拠しているが、当該データは実際に機能している証券市場又はオプション市場から得られており、当該市場に裏付けられている。</p>		
<p>8.データのヒエラルキー</p>		
<p>運営機関は、データの使用順序及び指標設計に利用する専門家の判断について明確な指針を策定し、公表するか入手可能にすべきである。一般的に、データのヒエラルキーの構成要素としては以下を含むべきである。</p> <p>a) 指標が呈示に依拠している場合、呈示者自身が行った「価値」に関する又は関連市場における呈示者による独立当事者間取引</p> <p>b) 「価値」に関する独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの</p> <p>c) 関連市場における独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの</p>	<p>QBS は、「日本円金利指標に関する検討委員会」における検討結果として同委員会が 2019 年 7 月に公表した「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」の内容を踏まえ、T O R F の指標設計に際してウォーターフォール構造を採用しています。</p> <p>T O R F が採用するウォーターフォール構造は、レポーティング・ブローカーにおける日本円 O I S 市場で観測されたデータの確実性をもとに、以下のとおり、データの順位付け行っております。</p> <p>第 1 順位：実際に取引された約定データ</p> <p>第 2 順位：C L O B 上で提示された取引価格と想定元本が提示されている注文データ</p> <p>第 3 順位：売り買い双方の注文の取引価格と想定元本が同時点で提示されている注文データ</p> <p>第 4 順位：取引価格、想定元本が提示されている売り、</p>	<p>「T O R F 算出要綱」を査閲し、T O R F が採用するウォーターフォール構造について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、検証対象期間中の抽出した T O R F の算出過程に関する資料を査閲し、T O R F が「T O R F 算出要綱」に従って算出されていることを確かめた。</p> <p>QBS のホームページを査閲し、「T O R F 算出要綱」が公表されていることを確かめた。</p>

<p>d) 業者による（取引執行される）ビッド・オファー</p> <p>e) その他の市場情報又は専門家の判断</p> <p>当該原則は、データの十分性の原則（すなわち、活発な市場の存在）に従うことを条件として、運営機関の算出方針で定められている指標決定に係る品質、健全性、継続性及び信頼性を確保するための運営機関の試みと一致するよう、運営機関が柔軟にデータを使用することを制限するものではない。運営機関は、その算出方針において、指標の品質と健全性の確保に適切と考えるデータを柔軟に利用すべきである。例えば、活発であるが流動性の低い市場で取引が毎日存在するとは限らない場合、運営機関によっては、専門家の判断に依拠することを決定することがある。IOSCO は、確認されたビッドやオファーが異常値を示す実取引よりも意味を持つ場合（例えば流動性の低い市場）が存在し得ることも認識している。こういった状況では、ある指標決定においては、ビッド・オファー及び過去の取引から推定されるデータ等の取引データ以外のデータが優位となるかもしれない。</p>	<p>もしくは買いのいずれかの注文データ</p> <p>第 5 順位：取引価格のみの売り買いの注文データ</p> <p>なお、第 2 順位の C L O B 上で提示された取引価格と想定元本が提示されている注文データは現在採用しておりません。</p> <p>T O R F の算出はこのウォーターフォール構造の算出方式に則り、上位のデータが優先して採用されます。合わせて、T O R F の算出においては専門家の判断は利用しておりません。</p> <p>詳細については「T O R F 算出要綱」を当社ホームページ上で公表しております。</p>	
<p>9. 指標決定の透明性</p>		
<p>運営機関は、運営機関の公表期限に遅延することのないよう合理的な程度に、各指標決定について説明し、公表すべきである。</p> <p>a) 利害関係者又は市場当局が、どのように指標が決定されたかについて理解を深めるのに十分な、簡潔な説明。これには、少なくとも、評価対象の市場の規模及び流動性（呈示された取引件数と取引量を意味する）、取引量及び価</p>	<p>QBS は、原則 6 への対応で記載したとおり、レポーティング・ブローカーからの報告レートをもとに、コンピュータシステムで T O R F を算出し、情報提供会社（情報ベンダー）のサービスを通じて利用者に公表しています。</p>	

<p>格の範囲とその平均、並びに指標決定において検討された各種の市場データの割合を含む。算出方針を指す用語（すなわち、取引ベース、スプレッドベース、又は内挿法／外挿法等）も含むべきである。</p> <p>b) 指標の決定にあたり専門家の判断が利用された場合、その程度及び根拠の簡潔な説明</p>	<p>【a) について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 算出方針を指す用語に関しては、「TORF 算出要綱」ならびに「TORF 概要書」に記載していません。 ● TORFの算出プロセスに関しては、「TORF 算出要綱」に、TORFの公表プロセスに関しては「TORF 業務規程」ならびに「TORFの公表レート等の修正に係る取扱い方針」に記載しており、いずれも当社ホームページで公表しています。 ● 日本円OIS市場の規模及び流動性、取引量及び価格の範囲とその平均等を含め、原則10への対応で記載しているとおり、年1回の定期見直しで公表しています。 <p>【b) について】</p> <p>TORFの算出においては、原則8への対応で記載したとおり、専門家の判断は用いていません。</p>	<p>【a) について】</p> <p>「TORF 算出要綱」および「TORF 概要書」を査閲し、算出方針を指す用語が記載されていることを確かめた。</p> <p>「TORF 算出要綱」を査閲し、TORFの算出プロセスが記載されていることを確かめた。</p> <p>「TORF 業務規程」および「TORF 公表レート等の修正に係る取扱い方針」を査閲し、TORFの公表プロセスが記載されていることを確かめた。</p> <p>また、QBSのホームページを査閲し、「TORF 算出要綱」、「TORF 業務規程」および「TORF 公表レート等の修正に係る取扱い方針」が公表されていることを確かめた。</p> <p>担当者への質問を実施し、TORFの定義および算出方法の見直し等の検討結果がTORF 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>また、QBSのホームページを査閲し、TORFの運営態勢の定期的な見直し結果が公表されていることを確かめた。</p> <p>【b) について】</p> <p>担当者への質問を実施し、TORFの算出においては、専門家の判断を用いていない旨の回答を得た。</p>
<p>10. 定期的な見直し</p>		
<p>運営機関は、指標によって計測される「価値」の状況を定期的に見直し、算出方針の設計の変更を要するような構</p>	<p>QBSは、「TORF 業務規程」において、TORFによって計測される価値の状況の定期的な確認をもとにしたT</p>	<p>「TORF 業務規程」を査閲し、TORFの定義および算出方法の見直しについて定めていることを確かめた。</p>

<p>造的な変更があったかを判断すべきである。また、運営機関は、この「価値」が使用するに値しなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標の基礎としての役割を持たなくなっているかについて定期的に見直すべきである。運営機関は、見直しによって指標に重要な修正が加えられた場合、当該見直しの概要（修正の根拠を含む）を公表・入手可能にすべきである。</p>	<p>ORFの定義、および算出方法の見直しについて定めています。</p> <p>報告レートについては四半期ベースで定期モニタリングを実施し、市場環境の変化、利用者のニーズに対応できるよう、判断材料となる基礎データの収集、分析をしています。</p> <p>合わせて、QBSに対して寄せられた外部からの意見等を企画運営委員会で勘案し、ORFの定義、および算出方法、ORF算出に係る運営全般について、検証・検討を実施しています。</p> <p>なお、本対象期間につきましては、ORFの定義、および算出方法、ORF算出・承認に係る運営全般に関わる外部からの意見はありませんでした。</p> <p>企画運営委員会における検証・検討の状況につきましては、年1回以上、ORF監視委員会に報告し、ORF監視委員会は、その内容を確認するとともに、必要に応じ取締役会へ改善策を提言することを取り決めていきます。</p>	<p>TORF監視委員会議事録を査閲し、報告レートの適切性のモニタリング結果がTORF監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>担当者への質問を実施し、TORFの定義、算出方法およびTORF算出・承認に係る運営全般に関わる外部からの意見がなかった旨の回答を得た。</p> <p>担当者への質問を実施し、TORFの定義および算出方法の見直し等の検討結果がTORF監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p>
<p>算出方針の品質</p>		
<p>11.算出方針の内容</p>		
<p>運営機関は、指標を決定するために使用する算出方針を文書化し、公表・入手可能にすべきである。運営機関は、特定の算出方針を採用する根拠を提供すべきである。公表する算出方針は、利害関係者がどのように指標が決定されるかを理解したうえで、指標の反映対象、特定の利害関係者との関連性、金融商品の参照指標としての妥当性について評価できるように、十分に詳細な情報を提供すべきである。</p>	<p>QBSは、原則9への対応で記載したとおり、TORFの算出方針を「TORF算出要綱」として公表しています。</p> <p>【a)について】</p> <p>QBSは、重要な用語の定義について、「TORF業務規程」および「TORF算出要綱」において定めています。また、これらの規程を補完するものとして、「TORF概要書」に算出に必要な用語の定義を定めています。</p>	<p>「TORF算出要綱」を査閲し、TORFの算出方針が定められていることを確かめた。</p> <p>【a)について】</p> <p>「TORF業務規程」、「TORF算出要綱」および「TORF概要書」を査閲し、用語を定義していることを確かめた。</p>

<p>算出方針は、最低限、以下を含むべきである。</p> <p>a) 重要な用語の定義</p> <p>b) 指標を策定するために使用されるすべての基準と手続き。これには、データの選択、指標を決定するために使用したデータの組み合わせ、運営機関による専門家の判断の利用を管理するための指針、特定の種類のデータの優先性、指標を決定するために必要な最低限のデータ、すべてのモデル又は推定の方法が含まれる。</p> <p>c) 各指標の決定に利用される専門家の判断の一貫性を高めるために設計された手続きと方法</p> <p>d) 市場のストレス時又は混乱時、あるいはデータソースの欠如時に指標の決定方法を管理する手続き（例えば、理論的な見積りモデル）</p> <p>e) エラー報告に対応するための手続き（指標の訂正が必要となる場合を含む）</p> <p>f) 内部レビューの頻度及び算出方針の承認に関する情報。可能な場合、公表される算定手法は、当該手法の外部レビューの手続きと頻度に関する情報も含むべきである。</p> <p>g) （必要に応じて）運営機関が利害関係者と協議を行う状況及び手続き</p>	<p>【b)について】</p> <p>QBSは、TORFを算出するための基準や手続きについて、「TORF業務規程」、「TORF算出要綱」、「TORFの公表レート等の修正に係る取扱い方針」において定めています。原則10への対応で記載したとおり、TORFの定義および算出方法の見直しについて、「TORF業務規程」でそのプロセスを以下の通り規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企画運営委員会は、外部から寄せられた意見等を踏まえ、TORFの定義、および算出方法、その他指標の運営全般についての検証・検討を実施し、年1回以上、TORF監視委員会に報告します。 ● TORF監視委員会は、企画運営委員会からの報告内容を確認し、必要に応じて取締役会に改善策を提言します。 ● 取締役会は、TORF監視委員会からの提言を踏まえた必要な対応を指示するとともに、その内容を決定し、公表します。 ● QBSは、TORFの定義および算出方法の変更の検討に際して、重要な変更（当該変更により、変更前のTORFとの同質性が著しく変容する、あるいは、TORFのレートの水準に著しく影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。）に当たると判断される場合には、パブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行います。 ● パブリック・コメント等を実施した場合は、寄せられた利害関係者からのコメント及びそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容について、コメント提出者が非開示を要望した場合を除き公表します。 	<p>【b)について】</p> <p>「TORF業務規程」、「TORF算出要綱」および「TORFの公表レート等の修正に係る取扱い方針」を査閲し、TORFを算出するための基準や手続きを定めていることを確かめた。</p> <p>「TORF業務規程」を査閲し、TORFの定義および算出方法の見直しについて、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>担当者への質問を実施し、TORFの定義および算出方法の見直し等の検討結果がTORF監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p>
---	---	--

<p>h) 指標の潜在的な限界を特定すること。これには、市場の流動性の低下又は分裂や、データの潜在的な集中が含まれる。</p>	<p>【c)について】 QBS では、本対象期間につきましては、専門家による判断は用いておりません。</p> <p>【d)について】 QBS は、市場のストレス時又は混乱時、あるいはデータソースの欠如時における T O R F 算出の決定方法については「T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン」において定めており、コンティンジェンシー・プランに則った運用をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非常事態の発生により、QBS 本社における T O R F 算出業務の遂行が困難な場合は、QUICK 西日本総支社に常駐する QBS 社員がその役割を担います。 ● 極度の市場ストレス発生時においても、原則として T O R F の算出業務を行います。 ● 市場ストレス発生時にレポーティング・ブローカー数が 2 社に満たない場合は、前日の公表レートを当日のレートとして公表します。 ● 広域災害発生時に T O R F の公表を中止することが適切と判断される場合には、あらかじめ決められた手順で前日の公表値を当日のレートとします。 <p>なお、本対象期間につきましては、上記に該当する事項はありませんでした。</p> <p>【e)について】 QBS は、T O R F を修正する際の条件及びその手続き</p>	<p>【c)について】 担当者への質問を実施し、本対象期間においては、専門家による判断を用いていない旨の回答を得た。</p> <p>【d)について】 「T O R F 算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を査閲し、市場のストレス時又は混乱時、あるいはデータソースの欠如時における T O R F 算出の決定方法について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、本対象期間において、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載している非常事態、極度の市場ストレス、市場ストレス発生時にレポーティング・ブローカー数が 2 社に満たない場合及び広域災害は発生しなかった旨の回答を得た。</p> <p>【e)について】 「T O R F の公表レート等の修正に係る取扱い方針」を査</p>
---	---	--

	<p>を「T O R Fの公表レート等の修正に係る取扱い方針」において定めています。誤算出の有無については原則として四半期ベースで当社ホームページで公表しています。</p> <p>2024年10月28日に発生した誤算出につきましては、2024年10～12月の定期モニタリング終了後、2025年2月25日に当社ホームページで公表しました。</p> <p>【f)について】</p> <p>QBSは、T O R Fの定義および算出方法等を見直す手順を「T O R F業務規程」で定めています。企画運営委員会、T O R F監視委員会での内部レビューを定時および必要に応じて臨時開催することにより対応しています。</p> <p>【g)について】</p> <p>QBSは、利害関係者を含む、外部からの苦情、相談事項を受け付け、問い合わせ内容について公正かつ適切に回答することを「T O R F苦情相談対応規則」において定めています。また、必要に応じ利害関係者との協議を行う状況及び手続きに関しましては、「T O R F業務規程」に定めております。なお、利害関係者との協議を行う状況は以下の場合となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● レポーティング・ブローカーの選定 ● T O R Fの定義・算出方法等の見直し ● T O R Fの継続的な公表停止 <p>なお、本対象期間につきましては、T O R Fの運営や公表レート等に関する不満・不服の表明を伴う申出に該当するものではなく、T O R Fに関する照会や相談は個別に回答しています。</p>	<p>関し、T O R Fを修正する際の条件およびその手続きを定めていることを確かめた。</p> <p>また、QBSのホームページを査閲し、「T O R F公表レート等の定期モニタリングの結果」が公表されていることを確かめた。</p> <p>【f)について】</p> <p>「T O R F業務規程」を査閲し、T O R Fの定義および算出方法等を見直す手順について、定められていることを確かめた。</p> <p>また、T O R F監視委員会議事録を査閲し、T O R Fの定義および算出方法の見直し等の検討結果がT O R F監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p> <p>【g)について】</p> <p>「T O R F苦情相談対応規則」を査閲し、外部からの苦情、相談事項を受け付け、問い合わせ内容について公正かつ適切に回答するための手続き等を定めていることを確かめた。</p> <p>「T O R F業務規程」を査閲し、必要に応じ利害関係者との協議を行う状況および手続きについて、「QUICKベンチマークの対応」に記載の通り定めていることを確かめた。担当者への質問を実施し、本対象期間において、苦情・相談対応等の外部からの意見の確認については、「QUICKベンチマークの対応」に記載の通りである旨の回答を得た。</p>
--	--	--

	<p>【h)について】</p> <p>QBSは、市場の流動性の低下やデータの潜在的な集中等のT O R Fの潜在的な限界に対応するため、原則10への対応で記載したとおり、定期モニタリングを含めた取り組みを実施することを定めています。</p>	<p>【h)について】</p> <p>「T O R F業務規程」を査閲し、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、T O R F監視委員会議事録を査閲し、T O R Fの定義および算出方法の見直し等の検討結果がT O R F監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p>
<p>指標が呈示にもとづく場合、以下の追加的な原則も適用される。</p> <p>運営機関は、呈示者の追加と除外に係る基準を明確に策定すべきである。これらの基準は、運営機関の法域と呈示者の法域が異なる場合、呈示者の所在地から生じるすべての問題を考慮に入れるべきである。当該基準は、(該当があれば)関連する規制当局が入手可能とすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能とすべきである。また、通知期間を含む、呈示者の構成の変更に関連するあらゆる規定を明確にすべきである。</p>	<p>QBSは、T O R Fを呈示にもとづく金利指標とは判断しておりません。</p> <p>ただし、T O R Fの金融指標としての透明性および健全性を確保するために、レポーター・ブローカーの募集・選定、辞退、および選定の取り消しに係る事項を「T O R F業務規程」において定めています。</p> <p>QBSは、選定したレポーター・ブローカーの一覧をホームページで公表しています。また、2026年度のT O R Fレポーター・ブローカーの募集を2025年7月に実施し、既存の3社からの応募がありました。</p>	<p>「T O R F業務規程」を査閲し、レポーター・ブローカーの募集・選定、辞退および選定の取り消しに係る事項を定めていることを確かめた。</p> <p>QBSのホームページを査閲し、選定したレポーター・ブローカーの一覧が公表されていることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、2026年度のT O R Fレポーター・ブローカーの募集について、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通りである旨の回答を得た。</p>
<p>12.算出方針に対する変更</p>		
<p>運営機関は、提案されている算出方針への重要な変更の根拠とそのような変更を行う手続きを公表・入手可能にすべきである。これらの手続きは、何が重要な変更にあたるかということ、変更について利用者(及び指標が使用されている範囲及び深度を勘案のうえ、必要に応じて、その他の利害関係者)と協議するか、又は利用者に通知する方法とタイミングを明確にするものであるべきである。</p> <p>これらの手続きは、運営機関が指標決定の健全性を継続的に確保するという最優先の目的と一致すべきである。変更が提案された場合、運営機関はこれらの変更が具体的</p>	<p>QBSは、金融指標としてT O R Fの健全性が保たれていることを確認するために、T O R Fの定義および算出方法等の変更を定期的に見直す手続きについて「T O R F業務規程」で定めており、T O R Fの定義および算出方法等の変更の有無にかかわらず、当社ホームページ上でその検討結果を公表しています。</p> <p>また、T O R Fの定義および算出方法の変更が重要な変更(当該変更により、変更前のT O R Fとの同質性が著しく変容する、あるいは、T O R Fのレートの水準に著し</p>	<p>「T O R F業務規程」を査閲し、T O R Fの定義および算出方法等の変更を定期的に見直す手続きを定めていることを確かめた。</p> <p>また、QBSのホームページを査閲し、T O R Fの運営態勢の定期的な見直し結果が公表されていることを確かめた。</p> <p>「T O R F業務規程」を査閲し、T O R Fの定義および算出方法の変更が重要な変更に当たると判断される際の手続きが定められていることを確かめた。</p>

<p>にどのような結果を伴うか、及びその適用予定時期について、明確に示すべきである。</p> <p>運営機関は、監督部門が算出方針の変更を精査する方法を明記すべきである。</p> <p>運営機関は、監督部門が重大であるとみなした算出方針への変更に関する利害関係者との協議の手続きを策定すべきである。これは、指標が利用される範囲及び深度と、利害関係者の性質との関係で適切であり、かつ適合するものであるべきである。手続きは、以下を満たすものであるべきである。</p> <p>a) 運営機関による全般的な評価を勘案したうえで、重大な変更案の影響について利害関係者が分析やコメントを行う十分な機会を与えるための、事前通知と明確な期間を提供すること。</p> <p>b) コメントを提出した者が機密にすることを要望した場合を除き、利害関係者のコメントの概要及びこれらのコメントに対する運営機関の回答の概要を、協議期間の終了後、すべての利害関係者が入手できるようにすること</p>	<p>く影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。)に当たると判断される際の手続きについても、「T O R F 業務規程」で定めています。</p> <p>なお、QBS は、この変更内容の検討および決定に際して、変更に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、T O R F の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとします。</p> <p>【a)について】</p> <p>パブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定します。</p> <p>なお、本対象期間につきましては、上記に該当する事項はありませんでした。</p> <p>【b)について】</p> <p>T O R F の定義、算出方法等の変更を行う場合には、その3か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメント、およびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表することを定めています。</p> <p>なお、本対象期間につきましては、上記に該当する事項はありませんでした。</p>	<p>【a)について】</p> <p>「T O R F 業務規程」を査閲し、パブリック・コメントの実施に際しては、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、本対象期間において、パブリック・コメントの実施が行われなかった旨の回答を得た。</p> <p>【b)について】</p> <p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F の定義、算出方法等の変更を行う場合について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、本対象期間において、T O R F の定義、算出方法等は変更されなかった旨の回答を得た。</p>
--	---	---

<p>13.移行</p> <p>運営機関は、市場構造の変化、商品の定義の変更、又は指標が測定対象とする「価値」を反映しなくなるようなその他の状況による指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手続書を整備すべきである。これらの方針書と手続書は、指標を参照する契約と金融商品の幅と深度に加え、指標の停止が経済・金融安定性に及ぼす影響に対応したものであるべきである。運営機関は、特定の指標について方針書と手続書を定めるに当たって、利害関係者、関連当局、及び国内当局の見解を勘案すべきである。</p> <p>これらの方針書と手続書は、すべての利害関係者に対して公表・入手可能とするべきである。</p> <p>運営機関は、利用者及び指標を参照する金融商品を保有するその他の利害関係者が、以下を確保するための措置を講じることを促すべきである。</p> <p>a) 指標を参照する契約又はその他の金融商品が、参照する指標の重要な変更があった場合又は停止した場合の強固な代替措置を講じること</p> <p>b) 利害関係者が、運営機関が管理できない外的要因を含む様々な要因によって指標に重要な変更が必要となる可能性について認識すること</p> <p>指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手続書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、以下の項目を含めることが考えられる。</p>	<p>QBS は、T O R F の公表停止等が長期にわたり継続し、また、それが改善する見通しがたらず、T O R F の金利指標性が失われていると判断されるときは、T O R F の公表の継続的な停止等を検討することを「T O R F 業務規程」において定めています。</p> <p>具体的には以下のような状況を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本円 O I S 市場またはその他日本円金利デリバティブ市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、かつ、市場としての存続の必要性について疑義が呈される場合 ● T O R F を公表することが、法令等に抵触する場合 ● T O R F の利用者の公表に対するニーズが顕著に低下し、公表を停止等した場合であっても、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合 ● T O R F の定義、算出方法等の変更の検討を行ったが、変更は困難であると認められ、市場としての存続の必要性について疑義が呈される状態が継続している場合 <p>【a)、b)について】</p> <p>QBS は T O R F の長期に渡る継続的な公表停止等についての手続きおよび方針を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● T O R F の継続的な公表停止等に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、企画運営委員 	<p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F の継続的な公表停止等について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【a)、b)について】</p> <p>「T O R F 業務規程」を査閲し、T O R F の継続的な公表停止等について、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、本対象期間においては、T O R F の長期にわたる継続的な公表停止等に係る事</p>
---	---	--

<p>a) 信頼性が高い代替指標を選択するための基準。例えば、既存の指標の特徴（代替市場の信頼度、満期、流動性等）に可能な限り合致しているか、指標間の差異、代替的な指標が利害関係者の資産・負債のニーズを満たす程度、修正された指標が投資可能かどうか、透明性のある取引データの入手可能性、利害関係者に対する影響、既存の法令の影響を含むが、これらに限定されない。</p> <p>b) 新たな指標への秩序だった移行を行うために複数の指標を同時に維持することが実践的であるか（可能な場合、既存の契約と金融商品が満期を迎え、新たな指標を公表するまで、一定期間、既存の指標を維持する）</p> <p>c) 適切な代替指標を特定できなかった場合に運営機関が取る手続き</p> <p>d) 指標又は指標のテナーが完全に停止される場合、既存の契約が、必要に応じて、代替指標に移行することができるよう、指標を引き続き算定する期間について定める方針</p> <p>e) 運営機関が、必要に応じて利害関係者及び関連する市場当局及び国内当局を、代替指標を選択してこれに移行する行為に従事させるプロセス。これは、指標を参照する金融商品のテナーに応じた対応を行うための時間枠及び利害関係者に対する十分な周知を含む。</p>	<p>会で検討、立案し、T O R F 監視委員会による承認を経て、取締役会で決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● T O R F の継続的な公表停止に際しては、T O R F の代替となる金融指標の算出及び公表に関する方針及び手続を含む、T O R F の公表の継続的な停止等を検討します。 ● T O R F の継続的な公表停止等の検討に際しては、パブリック・コメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見を聴取します。また、関係当局と必要に応じた協議を行います。 ● パブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、QBS による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮します。 ● T O R F の継続的な公表停止等を行う場合には、その実施の6か月以上前に、公表停止等の時期、その理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）について公表します。 <p>なお、本対象期間につきましては、T O R F の長期に渡る継続的な公表停止等に係る事項はありませんでした。</p>	<p>項がなかった旨の回答を得た。</p>
---	--	-----------------------

<p>14. 呈示者に係る行動規範</p> <p>指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される運営機関は、呈示者に係る指針を策定し（「呈示者に係る行動規範」）、（該当があれば）関連する規制当局が入手可能にすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能にすべきである。</p> <p>運営機関は、呈示者に係る行動規範を遵守する主体からのデータ又は呈示のみを使用すべきであり、運営機関は呈示者の遵守状況を適切に監視及び記録すべきである。運営機関は、呈示者に対して、年1回及び呈示者に係る行動規範の改訂の都度、呈示者に係る行動規範への遵守状況を確認することを要求すべきである。</p> <p>運営機関の監督部門は、呈示者に係る行動規範の継続的な見直しと監視の責任を担うべきである。</p> <p>呈示者に係る行動規範は、以下を取り扱うものであるべきである。</p> <p>a) データの選択</p> <p>b) データ及び情報の運営機関への呈示担当者</p> <p>c) 呈示者及びデータや情報を報告する呈示者の職員の確認、並びに、当該職員が呈示者に代わって市場データの報告を行う権限について検証するための品質管理手続き</p> <p>d) 呈示者に代わって運営機関にデータ又は情報を呈示す</p>	<p>QBSは、T O R Fを呈示にもとづく金利指標とは判断しておりません。</p> <p>ただし、T O R Fの金融指標としての透明性および健全性を確保するために、QBSは「T O R F行動規範」においてレポーティング・ブローカーの遵守すべき事項を定めています。また、レポーティング・ブローカーの行動規範の遵守状況を確認するため、年1回の内部監査の実施、およびQBSに対する内部監査の結果を報告することを義務付けています。合わせて、行動規範を遵守する旨が定められたレポーティング・ブローカーの社内規程も確認しています。なお、「T O R F行動規範」については、ホームページで公表しています。</p> <p>【a)について】 実取引データおよび気配データに関して報告対象取引、報告対象項目を定義にもとづくレートの内容として「T O R F行動規範」で定めています。</p> <p>【b)、c)、d)について】 適切なレート報告が行われるための態勢整備として、レート報告部署、レート報告責任者、レート報告担当者の届出を「T O R F行動規範」で定めています。</p> <p>【e)について】 レポーティング・ブローカーがレート報告に係る照会・調査に協力するための態勢整備を「T O R F行動規範」で定め</p>	<p>「T O R F行動規範」を査閲し、レポーティング・ブローカーの遵守すべき事項について、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、レポーティング・ブローカーの社内規程については、原則5の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p> <p>さらに、QBSのホームページを査閲し、「T O R F行動規範」が公表されていることを確かめた。</p> <p>【a)について】 「T O R F行動規範」を査閲し、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【b)、c)、d)について】 「T O R F行動規範」を査閲し、「QUICKベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【e)について】 「T O R F行動規範」を査閲し、レポーティング・ブローカーがレート報告に係る照会・調査に協力するための態勢整備</p>
---	--	---

<p>る呈示者の職員に適用される基準</p> <p>e) 呈示者が途中で調査や呈示行（Panels）から脱退しないようにするための措置</p> <p>f) 呈示者がすべての関連データを呈示することを促す措置</p> <p>g) 呈示者の内部システムと内部統制。これには以下を含むべきである。</p> <p>i. データを呈示するための手続き（運営機関の算出方針に従い、適格なデータの種類の決定するための手法を含む）</p> <p>ii. 疑わしいデータ又は取引（グループ間取引を含む）を検出及び検証し、また、必要に応じて、当該データが真正であるかを確かめる手続き</p> <p>iii. 専門家の判断の利用方法について案内し、詳細を示す方針（文書化の要件を含む）</p> <p>iv. 記録保持に係る方針</p> <p>v. 呈示前のデータの検証及びデータ確認のための上級職員による複数回の検証の手続き</p> <p>vi. 研修（（指標規制又は市場における不正行為を扱</p>	<p>ています。また、レート報告にかかるデータ提供については各レポーティング・ブローカーと契約を締結するとともに、レポーティング・ブローカーの辞退に関しては「T O R F 業務規程」でその手続きを定めています。</p> <p>【f)について】 定義にもとづくレート報告および適切なレート報告が行われるための態勢整備を「T O R F 行動規範」で定めています。</p> <p>【g)について】 「T O R F 行動規範」において、下記のそれぞれの態勢整備を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報告レートの適切性、行動規範遵守状況を確認するための内部監査の実施 ● 報告レートに関する事後説明を可能とする態勢整備 ● レート報告に関する5年間の記録保存 ● T O R F 行動規範に関する社内研修の実施 	<p>を定めていることを確かめた。</p> <p>また、「T O R F 業務規程」を査閲し、レポーティング・ブローカーの辞退の手続きを定めていることを確かめた。</p> <p>【f)について】 「T O R F 行動規範」を査閲し、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【g)について】 「T O R F 行動規範」を査閲し、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、T O R F 監視委員会議事録を査閲し、レポーティング・ブローカーによる内部監査結果がT O R F 監視委員会に報告され確認されていることを確かめた。</p>
---	--	---

<p>う) 関連する規制に関する研修を含む)</p> <p>vii. 疑わしい呈示の報告</p> <p>viii. 主要な人物の役割と責任及び説明責任のあるライン</p> <p>ix. データを呈示するための経営者による内部の承認手続き</p> <p>x. 内部告発制度（原則 4 に沿ったもの）</p> <p>xi. 利益相反の手続きと方針。これには、(a) 運営機関が、フロントオフィスから運営機関へのデータの呈示に対する適切な内部監督機能と検証手続きが存在すると確信している場合（上記パラグラフ (v) 及び (ix) に記載のとおり、生じうる利益相反に対応するための保護と監督を含む）を除き、フロントオフィスからのデータの呈示の禁止、(b) 必要に応じて職員と報告ラインの物理的な分離、(c)（指標の水準に影響を与えることを意図しているかを問わず）データ入力操作若しくは影響を与えることへの既存又は潜在的なインセンティブの特定、開示、管理、軽減及び回避方法の検討。これには、適切な報酬制度や、呈示者の呈示行為（指標呈示について責任を有するすべての職員）と、呈示者又は関連会社やそれぞれの顧客のその他業務との間に存在する可能性のある利益相反に実効的に対応することを含むが、これらに限定されない。</p>		
--	--	--

<p>15.データ収集に係る内部統制</p>		
<p>運営機関が外部の情報源からデータを収集する場合、運営機関はデータ収集及び伝達のプロセスにおいて適切な内部統制の構築を確保すべきである。これらの統制は、情報源の選択、データ収集及びデータの健全性と機密性を保護するプロセスに対応するものであるべきである。運営機関がフロントオフィスの職員からデータを受け取った場合、運営機関は当該データをその他の情報源により裏付けるようにすべきである。</p>	<p>QBSは、T O R Fの算出に必要なデータを各レポート・ブローカーから入手しています。原則2、原則3、原則4、原則10への対応で記載しているとおり、データ収集に係る内部統制を構築しています。具体的には以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● レポート・ブローカーからのレポート報告手段およびT O R F算出システムはいずれも二重化し、トラブル時の対応手順を整備するとともに、障害訓練も実施しています。 ● T O R Fの品質、健全性を維持するため、日々の算出業務において、システムによる定時点でのデータチェックに加え、原則3の対応で記載したとおり、当日の算出担当者、承認担当者はシステムの稼働状況を始め、ファイルの受信、前日採用値との乖離等のチェックを実施しています。 ● 報告レートについて四半期ベースで定期モニタリングを実施し、日本円O I S市場の基礎データの収集、分析により、公表レートの妥当性を事後検証しています。 ● オペレーショナルリスク等のリスク管理の一環として、T O R F算出システムとは独立した算出過程の確認用のバックアップシステムも常時稼働し、算出業務の担当者は両システムを確認しています。また、T O R F算出・公表システムにアクセス可能な担当者は算出業務の担当者およびシステム管理者に限定され、適切に管理する態勢を構築しています。 	<p>レポート・ブローカーからのデータ収集に係る内部統制については、原則2から原則4および原則10の「トーマツが実施した検証手続」を参照。</p>

説明責任		
16.不服処理		
<p>運営機関は、不服処理に係る方針書を策定し、公表・入手可能にすることにより、利害関係者が、特定の指標の決定が計測対象である「価値」を反映しているかどうか、特定の指標の決定に関する算出方針の適用、及び指標決定に係る運営機関のその他の決定等に関する不服を申し立てることができるようにすべきである。</p> <p>不服処理に係る方針には、以下を含むべきである。</p> <p>a) 利用しやすい不服処理プロセス（電子申請等）を通じて不服を申し立てることができるものであること</p> <p>b) 運営機関の指標決定プロセスに対する不服の受理及び調査を、不服の対象となっている指標に関与しているあるいは関与していた者から独立の立場にある者により、適時及び公正に行う手続きを含むものであること。当該手続きにおいては、不服申立人及びその他の関連当事者に合理的な期間内で調査結果について報告し、不服に関するすべての記録を保持するものであること</p> <p>c) 必要に応じて、運営機関のガバナンス機構へ不服を上程するプロセス</p> <p>d) 不服申立人が提出した書類及び運営機関自体の記録を含む、不服に関連するすべての書類を、適用される国内法又は規制上の要件に従い、最低5年間保存することを求めるものであること</p>	<p>QBSは、T O R Fの利用者等から相談や苦情を受け付ける相談窓口を設置することを「T O R F 業務規程」および「T O R F 苦情・相談対応規則」において定めるとともに、その苦情・相談窓口を当社ホームページ上で公表しています。</p> <p>また、QBSは、その苦情、相談等を誠実に受け付け、公正かつ適切に回答することを「T O R F 苦情・相談対応規則」で定めています。</p> <p>【a)について】</p> <p>QBSは、電子メールおよび電話により苦情・相談を受け付けています。</p> <p>また、その受付窓口は当社のホームページ上で公開しています。</p> <p>【b)について】</p> <p>苦情・相談内容の調査に際しては、その苦情・相談内容に応じて、調査を行う者から苦情・相談の内容に関わる担当者を除くなど、その独立性を担保する体制整備を「T O R F 苦情・相談対応規則」で定めています。</p> <p>【c)について】</p> <p>苦情・相談窓口を設置した監視委員会室では、受け付けた苦情・相談の内容、事実関係、対応策等を確認し、苦情と相談に分類のうえ、その結果をT O R F 監視委員</p>	<p>「T O R F 業務規程」および「T O R F 苦情・相談対応規則」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、QBSのホームページを査閲し、苦情・相談窓口が公表されていることを確かめた。</p> <p>【a)について】</p> <p>QBSのホームページを査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り公開されていることを確かめた。</p> <p>【b)について】</p> <p>「T O R F 苦情・相談対応規則」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【c)について】</p> <p>「T O R F 苦情・相談対応規則」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p>

<p>指標決定に関する異義のうち正式な不服に該当しないものは、適切な標準的手続きに従い、運営機関が解決すべきである。不服により指標決定に変更が生じた場合、運営機関の算出方針の定めに従い、可及的速やかに利用者に対して情報を公表・入手可能にし、利害関係者に対しても公表・入手可能にすべきである。</p>	<p>会に定期的に報告しています。</p> <p>T O R F 監視委員会は報告された苦情・相談の内容およびその対応状況を確認し、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を取締役に提言します。</p> <p>【d)について】</p> <p>QBS は、苦情・相談の受付とその対応状況を記録し、関連資料とともに5年間保存することを規定しています。</p> <p>本対象期間につきましては、T O R F の運営や公表レポート等に関する不満・不服の表明を伴う申出に該当するものはなく、T O R F に関する照会や相談は個別に回答しています。</p>	<p>また、T O R F 監視委員会議事録および定期モニタリング資料を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載している通りT O R F 監視委員会に報告されていることを確かめた。</p> <p>【d)について】</p> <p>「T O R F 苦情・相談対応規則」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、担当者への質問を実施し、本対象期間において、苦情・相談対応等の外部からの意見の確認については、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通りである旨の回答を得た。</p>
<p>17. 監査</p> <p>運営機関は、運営機関により定められた基準及び原則に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の内部又は外部監査人を任命すべきである。監査の頻度は、運営機関の業務の規模と複雑性に見合ったものでなければならない。</p> <p>運営機関が特定した既存又は潜在的な利益相反の程度に応じて、(関連する規制当局ではなく国内当局によって規制又は監督される指標を除いて) 運営機関は、運営機関により定められた算出方針に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の外部監査人を任命すべきである。監査の頻度は、運営機関の指標に関連する業務の規模と</p>	<p>QBS は、T O R F の算出・公表の実施状況、「T O R F 業務規程」で定める態勢整備の状況、および定義や算出方法の見直し等を含む運営態勢の見直し状況等について、原則年1回、内部監査および適切な経験と能力を有する独立する立場の監査人による外部監査を実施することを「T O R F 業務規程」において定めています。本対象期間につきましては、QBS は内部監査を実施し、T O R F 算出の運営に重大な影響を及ぼす事項が発見されなかったことをT O R F 監視委員会に報告しています。なお、当該年度の外部の保証業務については、トーマツに委託しています。</p>	<p>「T O R F 業務規程」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>また、T O R F 監視委員会議事録を査閲し、内部監査結果が報告されていることを確かめた。</p> <p>なお、独立業務実施者の保証報告書は第3章に記載されている。</p>

<p>複雑性、利害関係者による指標の利用の範囲と深度に適したものであるべきである。</p>		
<p>18. 監査証跡</p>		
<p>以下の記録文書は、適用される国内法又は規制上の要件に従い、運営機関が5年間保存すべきである。</p> <p>a) 指標決定で依拠するすべての市場データ、呈示及びその他のデータや情報源</p> <p>b) 指標決定における運営機関による専門家の判断の利用</p> <p>c) 標準的な手続きや算出方針の変更又はそれらからの逸脱。これは、市場のストレス時又は混乱時に実施されたものを含む。</p> <p>d) 指標決定に関与した各担当者の身元</p> <p>e) データに関連する問い合わせと回答</p> <p>これらの記録が規制市場又は取引所によって保持されている場合、運営機関は、適切な記録文書の共有に関する取決めに基づき、当該原則の遵守についてこれらの記録に依拠することができる。</p>	<p>QBSは、「T O R F業務規程」において、IOSCO原則で求められる記録を記録作成時から5年間適切に保存することを定めています。</p> <p>【a)について】 T O R F算出に用いた報告レートおよび公表レートはデータベース化して、過去5年間保存します。</p> <p>【b)について】 原則6への対応で記載しているとおり、T O R F算出において専門家の判断を用いてはおりませんが、専門家の判断を用いた際にはその記録を5年間保存します。</p> <p>【c)について】 標準的な手続きを逸脱した場合の記録につきましては、「T O R F業務規程」に定めるとおり記録を5年間保存します。 本対象期間につきましては、T O R Fの算出において標準的な手続きを逸脱したケースはありませんでした。</p> <p>【d)について】 T O R F監視委員会および企画運営委員会の委員について、その記録を5年間保存します。また、日々の算出</p>	<p>「T O R F業務規程」を査閲し、「QUICKベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p> <p>【a)について】 検証対象期間中の抽出したT O R Fの算出過程に関する資料を査閲し、報告レートおよび公表レートがデータベース化され、保存されていることを確かめた。</p> <p>【b)について】 「T O R F業務規程」を査閲し、「QUICKベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。 また、担当者への質問を実施し、T O R F算出において専門家の判断を用いていない旨の回答を得た。</p> <p>【c)について】 「T O R F業務規程」を査閲し、「QUICKベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。 また、担当者への質問を実施し、本対象期間において、T O R F算出において標準的な手続きを逸脱したケースはなかった旨の回答を得た。</p> <p>【d)について】 「T O R F業務規程」を査閲し、「QUICKベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p>

	<p>業務の担当者の氏名等の身元に関しましては、過去 5 年間保存します。</p> <p>【e)について】 苦情相談窓口寄せられた電子メールおよび電話の問い合わせ内容とその回答について、その記録を 5 年間保存します。</p>	<p>また、「社員台帳」を査閲し、T O R F 監視委員会および企画運営委員会の委員、ならびに日々の算出業務の担当者の氏名等が記載されていることを確かめた。</p> <p>【e)について】 「T O R F 苦情相談対応規則」を査閲し、「QUICK ベンチマークスの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。 「苦情・相談受付履歴」を査閲し、問い合わせ内容とその回答が記載されていることを確かめた。</p>
<p>指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される</p> <p>呈示者は、適用される国内の法律又は規制の要件に従い、以下の記録を 5 年間保存すべきである。</p> <p>a) データの呈示を管理する手続きと方法 b) 運営機関に提供されたデータや情報を呈示又は作成したその担当者の身元 c) 呈示及び呈示の監督の責任を担う担当者の名前と役割 d) 呈示者間の関連するコミュニケーション e) 運営機関とのやりとり f) 運営機関に呈示したデータや情報に関して受けた問合せ g) 利益相反及び指標に関連した商品に対する自社全体のエクスポージャー h) 監査や調査を促すための、指標に関連した商品に対す</p>	<p>QBS は、T O R F を呈示にもとづく金利指標とは判断しておりません。</p> <p>ただし、QBS は、T O R F の金融指標としての透明性および健全性を確保するために、レポーティング・ブローカーが遵守すべき事項として、各種記録の 5 年間の保存を「T O R F 行動規範」において定めています。</p> <p>【a)について】 レポーティング・ブローカーが「T O R F 行動規範」を遵守するための社内規程および社内研修に関する記録</p> <p>【b)、c)について】 レート報告の適切性、正確性を確保するためのレート報告部署、レート報告責任者、レート報告担当者の届出書</p> <p>【d)について】 報告レートの生成に関する記録およびレート報告に関す</p>	<p>「T O R F 行動規範」を査閲し、レポーティング・ブローカーに対して各種記録の 5 年間の保存を定めていることを確かめた。</p>

<p>る個々のトレーダー及びデスクのエクスポージャー</p> <p>i) 外部・内部監査の検出事項。(該当する場合)指標呈示の是正措置に関連する情報及びそれらの措置の実施の進捗状況</p>	<p>る通信記録</p> <p>【e)、f)について】 レート報告内容に対する照会等の内容および対応状況の記録</p> <p>【g)、h)について】 レート報告に関する利益相反に関する問題にかかる資料およびT O R Fを参照する商品等にかかるエクスポージャーが生じた際の詳細情報</p> <p>【i)について】 行動規範の遵守状況を確認した内部監査の提出資料およびその関連資料</p>	
<p>19.規制当局との連携</p>		
<p>これらの原則の対象となる関連文書、監査証跡及びその他の文書は、関連当事者により関連する規制当局が規制上又は監督上の責務を遂行するうえで容易に利用できるようにし、要請があった場合には迅速に提出する。</p>	<p>QBS は、金融商品取引法により特定金融指標算出者に指定されており、金融庁と緊密に連携しています。</p> <p>また、保存された記録および監査結果等について、規制当局から提出・報告等を求められた場合には、速やかに、これに協力することを「T O R F 業務規程」で定めています。</p>	<p>「T O R F 業務規程」を査閲し、関係当局への提出・報告等について、「QUICK ベンチマークの対応」に記載の通り定められていることを確かめた。</p>